

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年12月8日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後3時10分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	中山 明保 加藤 茂樹 寺坂 寛夫		
事務局職員	主査兼議事係長 谷島 孝子 調査係主任 小林 舞実		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課公文書管理室長 井上 拓也 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 松尾 一繁 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p>		

	<p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 増田 和人 秘書課広報室長 植田 孝二 文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史 ジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光</p> <p>【環境局】</p> <p>環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課長 西澤 直也 環境保全課課長補佐 広谷 英之</p> <p>【総合支所】</p> <p>河原町総合支所長 山根ちはる 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所長 太田 潤一 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二</p> <p>【監査委員事務局】</p> <p>事務局 長 富山 茂 事務局 次 長 有元 薫治 局 長 補 佐 太田 薫道</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 有本 公博 事務局 次 長 田渕 康修</p> <p>【出納室】</p> <p>会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 一村 泰志 事務局 次 長 太田奈津美 局 長 補 佐 毛利 元</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、請願・陳情審査、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、報告、請願審査、最後に、各種委員会等の議案説明、報告という流れとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部長の塩谷でございます。本日は、よろしくお願いいたします。本日、総務部・危機管理部から御説明させていただく案件といたしましては、議案が5件、報告が3件ございます。

まず、議案であります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分、議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算、また、議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算ということで、それぞれ担当課のほうから御説明のほうを申し上げます。また、議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正についてということで、一般行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの等の昇給区分の改定を行うものでございます。さらに、議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正についてということで、地籍調査の成果の写しを交付する手数料を定めるものでございます。

次に、報告であります。報告第27号専決処分事項の報告についてということで、災害救助法の一部改正に伴う引用条項のずれの修正のため、鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正を、令和7年10月24日に専決処分したことを御報告いたします。また、報告第30号専決処分事項の報告についてということで、本市が相手方の著作権を侵害したことに係る損害賠償の額と和解について御報告申し上げます。そのほかの御報告といたしまして、第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（案）についてということで、担当課から御説明申し上げます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、資料右肩で、資料1の1、A4横の総

務企画委員会説明資料、令和7年度12月補正予算に沿って説明をさせていただきます。なお、資料の左に、予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、歳出の特定財源で説明できるものについては省略をいたしております。

それでは、4ページを御覧ください。一番下段ですけれども、款繰越金、前年度繰越金、補正額が2億3,261万円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第4号）、総額は5億4,290万4,000円ですが、こちらに必要となる一般財源でございます。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。よろしくお願ひします。続きまして、歳出について御説明をします。資料は同じ資料の5ページからになります。予算書は32ページになります。歳出の補正予算につきましては、人件費の実績見込みや、基金の積立て、利子の確定に伴うことが多くを占めております。それ以外の事業につきまして、特に御説明が必要なものがございましたら、順次御説明を申し上げます。

なお、職員課の補正予算につきましても、人件費の実績見込みに基づくものでございます。また、人件費のうち退職手当につきましては、今後、年度途中での早期退職が生じる可能性も踏まえ、昨年度と同様に、2月補正におきまして、より確度の高い見込みに基づいて予算計上を行いたいと考えております。御理解いただきますよう、よろしくお願ひします。以上です。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、6ページを御覧ください。中段でございます。款・項・目総務費、総務管理費、財産管理費、事業名は、財産管理費における包括的施設管理事業費でございます。予算書は34ページ、事業別概要は13ページとなります。補正額は1,676万7,000円、補正後は4億8,489万円をお願いするものでございます。財源は一般財源となります。補正内容でございますが、本年度より、庁舎、学校、保育園、87施設を対象に包括管理委託を導入しており、建築基準法に伴う小・中学校の消防・防災設備、こちらの点検を行った結果、防火シャッターと防火設備、こちらに不具合箇所が判明いたしました。これらに対しまして、迅速に補修等の対応を行いたく、修繕経費を計上しているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。続きまして、同じく資料1の1の6ページ、一番下の段、財産管理事務費です。予算書は34ページ、事業別概要書は13ページの上段です。当初予算額4,162万1,000円に対し、補正の額121万8,000円の増額をお願いするものです。このうち、前回9月議会の本委員会におきまして、専決処分事項の報告で説明をさせていただいております、鳥取市吉岡温泉町地内の市有地の樹木の倒木により、隣接家屋に損傷が生じた事案につきまして、倒木の撤去及び損傷家屋の修繕にかかった経費としまして、116万8,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、損傷した家屋の瓦や窓の修繕費用として32万3,000円、被害拡大の防止のために、枝の伐採や樹木の撤去等にかかっ

た費用として84万5,000円、合わせて116万8,000円となっております。また、補正額残りの5万円は、人件費の決算見込みによる増額分でございます。本事業の説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 中島税務・債権管理局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。資料のほうは、同じ資料の8ページの1行目になります。徴税費で、税務総務費の固定資産評価審査委員会費でございます。予算書は36ページ、事業別概要書は15ページでございます。こちらは、令和6年度の土地の固定資産評価額について、不服がある納税者から、固定資産評価審査委員会に対し審査申出がなされ、令和7年4月14日に、請求を棄却する決定がなされた事案に関するもので、10月16日に決定取消しの訴えが提起されたため、当該訴訟に係る代理人弁護士費用として、訴訟着手金33万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、先週金曜日、12月5日が第1回の訴訟期日ございまして、訴訟準備が必要であったため、既決予算の流用により、代理人弁護士との契約も締結し、今回の補正での予算要求とさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、2段下を御覧ください。款・項・目総務費、徴税費、税務総務費、事業名は、税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は36ページ、事業別概要は14ページとなります。補正額は1億9,149万8,000円、補正後は5億5,122万7,000円をお願いするものでございます。財源は一般財源となります。補正内容でございますが、本年度より、ふるさと納税の一部業務をJTBに委託しております。こちらの主な取組といたしまして、各ポータルサイトへの販売促進広告ですとか、あと、商品のシズル感を演出するために、11月時点で87者のサムネイルの改良ですとか、86者の作り込み、また、返礼品の検索結果を上位に持つために、キーワードを設定いたしますSEO対策、また、新たな返礼品の開拓などによりまして、寄附額は、当初見込みの7億5,000万円を上回る伸びをしております。件数2万8,000件、寄附額11億6,000万円を見込んでいるところでございます。これに伴いまして、寄附金の受領書や返礼品の発送に要する経費、アーカイブサイトの利用手数料などの事務費に不足が生ずる見込みとなったことにより、1億9,149万8,000円、こちらを計上しているものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。資料の9ページ下段を御覧ください。一番最下段になります、人権福祉センター管理費です。補正予算書は46ページ、事業別概要書は16ページとなります。これは、人権福祉センター発行の広報印刷物及びホームページ上において、相手方が著作権を有するイラストを許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したため、損害賠償を行うためのものです。詳細につきましては、報告第30号専決処分事項の報告で説明をいたします。補正額は85万3,000円です。以上です。

◆吉野恭介委員長 井上室長。

○井上拓也総務課公文書管理室長 公文書管理室、井上です。債務負担行為がありますので、1

件説明をさせていただきます。資料は1の2という縦長の資料、こちらのほうで御説明いたします。これは、令和8年度からの事業になるんですが、今も行っている業務で、公文書の配送業務を委託するものであります。令和8年度～10年度、3か年間の債務負担を行うもので、内容としましては、庁舎間の信書便の配送業務を行うものです。配送を行っているのは、本庁舎と駅南庁舎、教育センター、8つの総合支所、この間をやり取りするものでして、これを委託するものです。

これまでの経緯として、いろいろありますが、最近は、3か年度の債務負担行為での業務委託を行っております。

今後のスケジュールとしまして、一番下ですが、4月1日からの業務になりますので、今年度中に入札を行いたいということで、指名競争入札になると思っておりますが、令和8年1月中旬には入札を行い、事業開始は4月1日からということで、契約期間は3年間を予定しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。同じく、債務負担行為の御説明をさせていただきます。同じ資料の2ページになります。こちらは、事業名、個人住民税基幹税システム改修事業費でございます。これは、令和7年度の税制改正において、令和8年度分の個人住民税から適用することとされた、給与所得控除の最低保証額を65万円とする見直し、大学生年代の子らを対象とする、新たな特定親族特別控除の創設、扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件の58万円への引上げといった内容に対応したシステムの改修を行うものでございます。

事業費でございますが、令和7年度～8年度までで、1,358万6,000円をお願いするものです。

今後のスケジュールといたしましては、令和8年1月に契約締結し、改修業務に着手し、5月にシステムの納品を経て、6月の個人住民税当初賦課に間に合うように、事務を進めることとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵でございます。同じ資料の3ページを御覧ください。生活困窮者就労準備支援事業費についてです。補正予算書は86ページ、事業別概要書は49ページとなります。これは、直ちには一般就労が困難な生活困窮者に対し、日常生活支援や社会生活自立支援など、就労に必要な訓練を実施するものです。

予算額は157万7,000円で、国補助は3分の2となっております。債務負担行為を設定することにより、翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することができ、継続した就労支援を行おうとするものです。

続きまして、4ページを御覧ください。生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業費についてです。補正予算書は86ページ、事業別概要書は50ページになります。これは、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習意欲や学力の向上を図ることを目的に、学習教室を市内に設置いたしまして、支援対象者に学習支援を行うものです。

予算額は77万7,000円で、国補助は2分の1となっております。この事業につきましても、債務負担行為を設定することによりまして、翌年度に向けた事業者選定等の準備を開始することで、継続した学習支援を行おうとするものです。

議案第136号の説明は、以上となります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等がございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料をお願いしたいんですけども、事業別概要書の13ページの下段のところ、小・中学校、義務教育学校における、その点検による修繕っていうところで、学校の数が書いてあって、あと、消防、防火、プール云々って書いてあるんですけど、もうちょっと中身が分かるように、例えば、どこそこの学校はどうかのこうのとか、金額がどうかのこうのとか、そういった資料が、次回をお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井です。それぞれの学校の駄目になった悪いところと、金額については、もう分かりますので、次回の委員会のほうで報告させていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、委員の皆様でありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第139号令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算、執行部、説明をお願いします。福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。説明は、補正予算資料1の1、こちらで説明させていただきたいと思います。12ページを御覧ください。

款・項・目財産収入、財産運用収入、土地開発基金運用収入でございます。予算書は132ページとなります。補正額は245万7,000円、補正後は491万2,000円をお願いするものでございます。財源は、その他財源245万7,000円、この内訳ですけれども、基金の手持ち資金の繰替え運用及び鳥取市土地開発公社へ貸付けしております利率が、本年4月より、0.11%から0.22%へ変更されたことによるものでございます。この運用利率でございますが、鳥取市基金繰替え運用取扱要綱、こちらにより、市内銀行の大口1年定期預金店頭レート、こちらを参考に定められたものでございます。

続きまして、歳出でございます。款・項・目土地取得事業費、土地取得事業費、事務費でございます。予算書は134ページとなります。補正額は245万7,000円、補正後は491万2,000円をお願いするものでございます。これは、受け入れた歳入491万2,000円を、土地開発基金へ積み立てるものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第141号令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算について、執行部、説明をお願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。それでは、財産区管理事業費特別会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。説明に当たりましては、資料1の1、13ページを御覧ください。事業名は財産区管理事業費特別会計、予算書は162ページでございます。これは、各財産区の基金積立てにつきまして、運用利率の上昇により、利子の増額となる見込みであるため、補正予算を計上させていただくものでございます。

まず、ページ上段、歳入の表を御覧ください。款財産収入、項財産運用収入、目利子及び配当金につきまして、補正前の額5万3,000円に対し、補正額4万9,000円の増額です。増額の内訳といたしましては、宇倍野財産区が3万1,000円、鹿野財産区が7,000円、青谷財産区が6,000円、日置財産区が1,000円、勝部財産区が4,000円です。

次に、ページの下段、歳出の欄です。一般管理費につきまして、補正前の額199万1,000円に対し、補正額4万9,000円の増額です。これは、歳入で御説明いたしました、基金積立金利子の増額に伴い、本年度、基金への積立金を増額するものです。各財産区の内訳につきましては、先ほど御説明した額と同額でございます。本事業の説明につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、続けて参ります。

議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。それでは、議案第149号鳥取市職員給与条例の一部改正について御説明を申し上げます。付議案は15ページ、資料は、資料2、総務企画委員会付議案等説明資料の2ページとなります。説明のほうは、資料の2を使ってさせていただきます。2ページを御覧ください。3ページ、4ページは、新旧対照表をつけております。

本件は、令和6年度人事院勧告、昨年度の人事院勧告に基づく給与制度の見直しによりまして、国において、給料表の改定と昇給制度の見直しが行われたことを受け、そのうち、昇給に関する部分を、本市として整備をするものでございます。なお、給料表の改定につきましては、国に合わせて、昨年度に条例改正を行い、令和7年4月1日から、既に適用をしております。

一方で、昇給制度につきましては、人事評価制度をこれまで以上に強く反映する仕組みとなっております。そのため、本市における人事評価の実務運用や、本市独自の昇給制度との関係を総合的に検証する必要がございました。ここで申し上げます本市独自の昇給制度というのは、国では、55歳で原則昇給を停止しているのに対して、本市では、55歳以降も昇給を抑制しつつ認めていると、そういう取扱いのことです。こうした点を含めて、制度全体の整合を検証するのに一定の時間を要したことから、国と同じ4月1日施行とはせず、この時期に提案をしたものでございます。なお、定期昇給の初回の適用が、令和8年1月であることを踏まえまして、その時点で確実に制度が適用できるように、このスケジュールとさせていただいております。

それでは、改正の概要について御説明します。今回の改正は、一般行政職給料表7級以上の職員等の昇給区分の見直しが内容となっております。なお、7級は、本市でいえば次長級、8級は部長級に相当する職でございます。

まず、1点目は、7級の職員に関する改正です。一般行政職給料表7級の職員は、現在は、良好な成績で勤務した場合に、定期昇給で3号給の昇給となっております。ここでいいます良好な成績とは、本市の人事評価ではB評価となった職員を示しております。B評価というのは、全体で見れば標準的な成績ということになります。今回の改正では、国に準じて、7級の昇給を、6級以下の職員と同様に4号給の昇給とするものでございます。なお、本市では、55歳以上の職員について、昇給抑制をして、定期昇給で2号給の昇給とする取扱いとしております。ですので、7級の職員は、多くは55歳以上であることから、今回3号給から4号給へ昇給幅が変更になったとしても、ほとんどの職員は2号給の昇給ということで、実際の影響は、現状ではそれほど大きくないというふうに見込んでおります。

続いて、2点目です。一般行政職給料表8級の職員及び医療職給料表のうち、行政職8級に相当する職員に関する改正でございます。なお、本市では、医療職給料表を適用して、行政職8級に相当する職員は、現在ではおりませんので、実際の対象は、一般行政職8級の職員となります。現在、8級の職員につきましては、定期昇給で3号給、55歳以上は2号給ですが、昇給をすることになっておりますが、これを国と同様に見直し、勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に昇給する制度を導入するものでございます。

8級の人事評価、8級の職員の人事評価結果による昇給のイメージを、資料のほうに載せておりますが、まず、S評価、極めて良好な場合には2号給昇給、それから、A評価、特に良好な場合は1号給昇給、それから、B評価、良好な場合は据置きということで、昇給をしないというようなことになっております。このように、これまで一律に昇給をしていた8級の職員につきまして、特に高い成績を上げた者に、重点的に昇給を配分する仕組みに改めるものでございます。8級につきましては、給料表の改定により、号給の間隔が大ぐくり化をされておまして、1号給当たりの金額の上がり幅が大きくなっております。今回の昇給運用の見直しにより、成績優秀者の給料上昇を大きく確保するというような設計としております。

施行期日は、令和8年1月1日とするものです。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 説明ありがとうございました。

委員の皆様で、確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。それでは、議案第150号鳥取市手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は17ページ、資料、併せて資料2の5ページで御説明をさせていただきたいと思いますので、御覧ください。

本市で実施しました地籍調査の成果につきましては、法務局に送付し、登記情報として反映されるとともに、引き続き本市で管理をいたしまして、市民等から土地の境界確認の参考資料等として情報を求められた際、写しの交付をしておりますのでございます。

現在、この成果の写しの交付につきましては、手数料を徴収しておりませんが、本来、受益者負担の原則の下、手数料を徴収し、交付を行うべき業務であることから、地籍調査の成果交付の手数料を定めるため、手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、今回、新たに地籍調査の成果の写しの交付手数料として、一筆図形の図面の写しの交付につきましては、1筆につき500円、図根点配置図の写しの交付につきましては、1枚につき500円を規定させていただくものです。

資料2の6ページを御覧ください。今回手数料を規定いたします成果交付の図面につきまして、図例を上げさせていただいております。左側が一筆図形でございます。こちらは、対象となる土地の形状と筆界点の座標及び辺長を示した図面でございます。

また、その隣、右側が図根点配置図でございます。こちらは、地籍で測量を行う際に、目安となる基準点を設定いたしますが、その基準点の配置及び座標を示した図面です。

同じページの左上、今の成果写しの交付状況ですが、主に、土地家屋調査士や土地所有者のほか、県など、他の自治体から申請を受け付けておりまして、その主な目的といたしましては、土地の売買や工事などに伴う境界の確認のための参考資料とするためのものとしております。

交付の実績ですが、直近、令和6年度につきましては134件の申請件数があり、一筆図形図面としましては272筆分、図根点配置図としては101件分の交付をしております。本年度におきましても、ほぼ同じような数値で推移しているところでございます。

右上、歳入の見込みでございますが、現状、あわせて、令和6年度の実績を基に積算をいたしまして、年間約18万6,000円程度の歳入と見込んでおります。

なお、参考といたしまして、県内の他自治体での状況でございますが、本市を除く18の自治体のうち、16の自治体で手数料を徴収している状況でございます。

ページ戻っていただきまして、5ページを御覧ください。本改正の施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。本議会におきまして御承認いただきましたら、本市ホーム

ページ・チラシ等により、周知を図っていく予定としております。

本議案につきましての説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、確認事項等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めます。ありがとうございます。これで議案説明を終わります。

ここで、議案説明のみで、報告のない部署の方は御退席をお願いします。

報告第27号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。報告第27号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。報告第27号専決処分事項の報告について説明をさせていただきます。御覧いただくのは、付議案の資料5、105ページのほうを御覧いただければと思います。

これは、鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について、令和7年10月24日に専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

鳥取市被災者住宅再建等支援条例は、大規模な自然災害で、住宅に著しい被害を受けた者に給付金を交付することにより、地域の維持と再生を図ることを目的とする条例でございますが、この条例の中で、災害救助法を引用しておりましたところ、同法の改正により、引用条文が1号繰下げとなりましたことから、引用規定の整理を行ったものでございます。

なお、改正条例は、令和7年10月28日に公布し、同日から施行しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第30号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、報告第30号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。田淵所長。

○田淵 聡中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、田淵です。報告第30号専決処分事項の報告について御説明いたします。委員会資料2の9ページを御覧ください。付議案は111ページとなります。

先ほども、人権福祉センター管理費の補正予算、補正額85万3,000円の際においても御説明いたしましたが、広報印刷物、これは、各センターが毎月発行しておりますセンターだよりになりますが、イラスト4作品を6回、六月、及び、このセンターだよりのウェブサイトへの掲載を、各相手方の使用許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したことで損害賠償請求されました。令和7年11月14日に、損害賠償額、和解内容の専決処分を行いましたので、報告するもので

ございます。

資料の中の①～③について説明をいたします。損害賠償及び和解の相手方は、鳥取市外に在する者でございます。損害賠償の積算は、イラストにより単価は異なっておりますが、イラストを1種類、1回、1年単位となっております。

まず、著作権者Aにつきましては、国府人権福祉センターが発行した、令和5年7月号のセンターだよりにより使用しており、発行月から令和7年7月までホームページに掲載したものでございます。印刷物の使用1種、1回で3万8,500円、ホームページ掲載1年で6万6,000円、発行から2年間掲載しておりましたので、2倍の13万2,000円、合わせて17万500円の損害賠償となります。

次に、著作権者Bにつきましては、国府人権福祉センターが発行した、令和7年3月号と、令和7年4月号のセンターだよりにより使用しており、発行月から令和7年7月までホームページに掲載したものでございます。印刷物の使用1種、1回、3万8,500円を2回、2倍となりますので7万7,000円、ホームページ掲載1年が6万6,000円、2回ですので、2倍の13万2,000円、合わせて20万9,000円の損害賠償額となります。

著作権者Cにつきましては、株式会社アートバンクとなります。こちらは、用瀬人権文化センターが発行した、令和5年6月号のセンターだよりと、国府人権福祉センターが発行した、令和5年12月号と、令和6年12月号のセンターだよりにより使用しており、発行月から令和7年7月までのホームページに掲載したものでございます。印刷物への使用1種、1回、4万4,000円と、1種4万9,500円を2回の2倍で9万9,000円、ホームページ掲載1年が6万6,000円、発行から2年間掲載しておりましたので、2倍のものが2回と、1年のものが1回の33万円、合わせて47万3,000円の損害賠償額となります。損害賠償請求額の合計は、85万2,500円でございます。

令和7年7月28日付で、相手方3名の代理人弁護士を通じて損害賠償請求の通知が届き、本市の顧問弁護士に相談後、交渉を続けて、11月14日付で専決処分し、合意書を交わしたものでございます。本定例会に損害賠償額の追加補正をお願いしておりまして、1月に相手方に支払うこととしております。

対応といたしまして、相手方からの通知を受け取った後、即時に、令和7年8月号以前の全人権福祉センターだよりをホームページから削除いたしております。8月には、全人権福祉センター所長及び担当者を招集いたしまして、イラスト使用の注意喚起を行うとともに、これまで蓄積していたイラストデータを全て削除することを徹底しております。インターネット上にあるイラストで、無料で検索し、表示されたものであっても、使用を禁止するとともに、イラスト素材用のCD-ROMを購入し、全人権福祉センターに配付いたしました。

秘書課広報室から全庁職員へ向け、インターネット上にあるイラストの使用に関する注意喚起を、9月と11月に行っております。今後このようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（案）について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（案）について、執行部、説明をお願いいたします。小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課の小清水です。それでは、資料10ページの第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン（案）について御説明申し上げます。

9月の委員会で御説明をさせていただきましたとおり、この男女共同参画かがやきプランは、鳥取市男女共同参画推進条例第7条に基づきまして、鳥取市の基本的な計画として、5年ごとに策定をしているものです。鳥取市男女共同参画審議会を諮問機関としまして、御審議をいただいております。プランの案がまとまりましたので、本日は、プランの案についての説明と、パブリックコメントの実施について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、プラン（案）の説明の前に、審議会以降のテーマや重点項目の変更箇所がございましたので、御説明をさせていただきたいと思っております。資料10ページの中ほどから下の赤字でお示ししている箇所が変更となった項目です。

まず、左下の辺りにあります、テーマ2の、性別にかかわらずという赤い字が追加となっております。こちらは、目標3が、働く場における女性の活躍推進となっている中、直後の取組に、育児や介護という表現がございまして、これが女性のみに対する取組と誤認されないよう追加をしたものでございます。

中ほど右側に、変更ということで、ジェンダーに基づくとしておりますが、こちらは、もともと男女間等におけるとしておりましたが、国や県の表現と合わせた、ジェンダーに基づくという表現に変更をしております。

次に、DVや性暴力等と修正をしておりますが、こちらについては、プランの中の実際取組に合わせて修正をしたものでございます。

また、次、目標6の重点項目の変更ということで、被害者の保護と安全の確保を重点項目として変更をしております。こちらにつきましては、審議会委員からの御意見や、関係課との調整により修正をしたものでございます。

それでは、プランについての説明に移らせていただきたいと思います。資料11ページ以降がプランとなっております。めくっていただきまして、12ページ、13ページが目次、それから、14ページ～17ページまでが第1章のプラン策定に当たってとしております。14ページにプラン策定の背景、15ページ以降にプラン策定の趣旨、プランの期間、位置づけを掲載しております。

駆け足になりますが、18ページを御覧ください。18ページ～24ページまでを、第2章、本市の現状と課題として、統計調査の結果を掲載しております。

続きまして、25ページ～29ページまで、こちらを第3章としまして、令和6年度に実施しました意識調査の結果の概要を掲載しております。ここでは、御覧いただきたいのが、26ページの

一番上の固定的役割、性別役割分担意識について、こちらが、男女共同参画を推進する上で重要となってくる意識となりますが、こちらに、反対・どちらかといえば反対と回答した比率を掲載しております。平成26年、令和元年、令和6年と、少しずつではありますけれども、この意識が増えていっているという状況が見て取れるかと思えます。

このほか、次のページ、27ページですけれども、各分野での男女の地位ですとか、家事、29ページには、家事・育児・介護をしている時間などを掲載しております。この意識調査につきましては、第4次プランは数値での表示としておりましたが、今回はグラフでの表示に変えております。

こちら、これらを踏まえて、かがやきプランを策定しております、30ページを御覧いただければと思います。30ページが、第4章、プランの基本的な考え方となっております。30ページ～39ページに、プランの施策体系と、それぞれのテーマの基本的な考え方を掲載しております。こちらの32ページ以降の部分なんですけれども、目標ごとに、現状認識と何が必要か、それから、それを受けて取組の内容となるように記載をしているところです。

続きまして、40ページを御覧ください。ここからが、目標ごとの具体的な取組となっております。49ページまでを第5章として、関係各課に聞き取りや照会を行いまして、取組内容を掲載しております。

全体の構成については、以上でございます。第4次プランを基にしておりまして、必要に応じて内容の見直しを図っております。この中で、主な変更点を御紹介させていただければと思います。

最も大きく変わりましたのが、テーマ3のDV防止法に基づく基本計画として位置づけておりますが、第4次と比較しまして、内容の充実を図っております。ページでいきますと、44ページ、45ページですね、ここが、以前は相談体制の充実を上げておりましたが、今回、ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備を目標として、取組が2項目、それから、被害者に対する支援の推進ということで、取組を4項目上げさせていただいております。こちらの内容の充実を図ったところが大きく変わっておりますし、それから、46ページ、テーマ4です。この中の、ページめくっていただきまして、48ページ、女性支援法に基づく基本計画として位置づけをしまして、目標項目を追加をしております。こちらが大きく変わったところでございます。

また、テーマ4の中に、プレコンセプションケアの取組というのを追加をさせていただいております。こちらは、46ページの生涯を通しての健康づくり、46ページの目標7、取組（1）の3番目のプレコンセプションケアの推進、こちらを追加しております。

プランにつきましては、12月12日の金曜日～1月5日月曜日までパブリックコメントを実施をさせていただきます。御意見など、お気づきの点等、御意見をいただければと考えております。以上、簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 これで報告事項を終わりたいと思います。

なお、請願・陳情審査は委員のみで行いますので、執行部の皆様は、ここで御退室ください。ありがとうございました。

令和7年請願第9号衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて請願審査に入ります。令和7年請願第9号衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この間私は、申し訳ないけれども陳述人の意見聞いてないんで、あれなんですけれども、請願の中のこの文章ですね、これで、例えば、その1枠、2枠、3枠目に、仮にということで、ここで、その議席減少率っていうのを出したりしてるんですけども、これが本当なのかどうなのかっていう、時事通信か、共同通信かな、そちらのほうの数字は、何だか、何かえらい違ってたっていうふうに思ったり、これは多分、比例50減ということのあれだろうと思うんですけども、今、どんどんこの政府のほうでは、比例だけではなくして、小選挙区と比例区と合わせて50、45だったかな、最初は50だったけど、今45になったんかな、そういった、もう非常に流動的になってるし、それから、次の次の自民・維新の与党が過半数を維持すればという、これっていうのが、これ、文面審査なもんだから、この定数削減で、こういったものがどういうこと、医療費の削減を中心とする社会保障の縮小とか、大増税とセットになった大軍拡、戦前回帰の危険をまとうスパイ防止法の制定などの悪政が推し進められる懸念があるというようなことが、ここに載ってるわけですね、そういったものを踏まえた形で、賛成してくれえと言われても、これはちょっと私やあとしては、なかなか理解できないということで、どういう意味でこれを書かれたのか、その辺り、本当言えば知りたかったんですけども、この間ちょっと私、途中で退席したもんですから、これ聞かずに終わりましたけれども、そういうことはちょっと懸念があるのかなと、この請願の文章の内容についてはというふうに、私は思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員さんで、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この請願には、賛成をしたいと思います。確かに、当初っていうか、もともと維新は、自民党との連立の合意書の中で、比例の削減っていうことで、比例代表って言ってたのが、いろいろ国会の中でね、小選挙区も比例もどちらもということで、今、法案も出されたんでしょうかね、そういった動きに変わってきてるっていうのは、確かにあるんですけども、この請願を出された、締切りがありますので、その時点では、こういうことだったということで、私は理解をしています。だから、請願項目で、比例定数ってあるのも、やはり請願書を出された時点での状況で、議席を減らすことには変わりはないので、賛成をしたいと思います。

先ほど、上杉委員が言われましたけれども、意見陳述はされなかったんですよ。されなかったんで、本当に書いてあることしかね、実際は分からないということなんですけれども、やはり、何ていうんですかね、国会議員の定数を減らすということが、どういうことになっていくのか、どういうおそれがあるのかということを書かれていると、私は理解をします。現状から

見ると、やはり社会保障を削減していくというようなことは、もう目に見えてますし、防衛費も増大しておりますし、スパイ防止法っていうこともさんざん言われてきてますから、やはりこういったね、危険性を感じているというのは理解ができます。

それから、先ほど、新聞報道のことを言われました。確かに、マスコミ各社で、こう何ていうか、出してる数字とか、その情報は違うというのは、私も分かります、それは。こちらは東京新聞のね、それを基に出されてるということで、一つの資料という理解をしております。この文面で意見書出せっていうことではなくて、とにかく削減を行わないように、そういった旨の意見書を出してほしいという請願ですので、私は賛成したいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私も、伊藤委員と同じ意見です。これは提出期限があったから、提出期限の状況を踏まえての、こういう中身の意見書に、数的な問題とかを言えば、なったんであろうというふうに思っています。各社のマスコミ報道等を見ますと、やはり、こういうやり方ということ自身が乱暴ではないか、もう少し、この選挙制度の在り方含めてですね、しっかり熟慮した議論が必要ではないかというようなことが出ておりますので、私は、そういうことの中身をもって、この請願には賛成をしたいと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 確認ですけど、賛成をしたいですね。

◆坂根政代委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、定数の削減ということ、これは、安倍総理と、それと、立憲の首相との話の中で、削減をするということで解散したということもあったわけですが、ただ、単なる削減ありきでは駄目だというのが私の考えであります。といいますのは、参議院の合区もそうですけども、人口の少ない自治体が、1票の格差だけを言いながら、定数を削減するということになればですね、やはり地方の声が国政に反映されなくなる、こういったことが一番危惧されるところであります。そういったことから、全国の知事会の中でも、単なる削減ありきじゃなしに、地方の声がしっかりと国政に反映できるような定数をということ、そうしなければ、大都市圏の議員だけが非常に大きなウエートを占めるようなことになりかねんわけで、私は、まずは、参議院の合区の解消、それから、その後に、衆議院の議員定数を削減するのであれば、議論していけばいいんですけども、やはり47都道府県、これ全てをですね、しっかりと考えた定数というものにすべきであって、あります。ただ、私も削減することに反対という思いもあるわけですが、この文面を見れば、自民党と維新が過半数を維持すればこうなるというようなことは書かれておるわけですけども、こういったこともですね、やはり全ての議員で議論をする中で、しっかりとした結論は出していくべきであって、この定数削減の議論とは、私はこの文面は、かけ離れた内容ではないかということで、この文面での賛同は、私はしかねます。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員、ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほど星見委員がおっしゃった1票の格差で、地方の票、議員数が削減される、自分も同感であります。ですので、この件名の議員数の削減ということに反対する意見書は、このタイトルだけを見れば、そういった趣旨であれば、賛成はしたいなと思うんですけど、先

ほど上杉委員さんのほうからもあった、各センテンスをよく見ていけば、文章の塊を見ていけば、賛同できないところも私もありまして、特に、塊でいくと、2つ目、5つ目、6つ目ですね、目くらましだということに断定をされているところであったり、あとは、先ほど、医療費削減とかスパイ防止法、こういったところも触れられていて、賛同できないところもありますし、政党助成金をやめればというようなコメントも取り上げておられるので、少し疑義があります。なので、賛同はしたいけれども、文面審査でいくのであれば、2番目、5番目、6番目で、ちょっとちゅうちょするところがあります。

特に、法案提出ですね、12月5日の日経の記事でもありましたとおり、もう状況が変わってしまっていて、現状と文面が合わない、この8番目ですね、一番下の行ですけれども、請願項目、衆議院議員の比例定数の削減を行わない旨と書いてありますけど、もうここで比例定数と書いてしまってるので、今は小選挙区25、そして、比例区20の、先ほど上杉委員さんが言われた45ですね、状況は変わっているのも、もしもこれを採択して、これを出すとなれば、この文面を出すことになるので、状況は変わってくると。間違った意見書を鳥取市議会ですすわけにはいかないの、特に、この8番目のところですね、そういった理由で、これは反対、賛同しかねるという意見です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、雲坂委員のその話ですけど、その中で、最後に、このような趣旨から、衆議院議員の定数削減を行わないよう強く要請しますという格好になってんだがね、このような趣旨から。というのは、いわゆる今までの、そのさっきの趣旨説明があつて、こういったことだから、参議院、これ、衆議院議員の定数って書いてあるね。衆議院の削減を行うなという話なんだけれども、だから、この趣旨からすると、私たちは、これを読む限りは、これに賛同するわけにはいかないということです。だから、文面審査っていったら、多分そのことだというふうに思うんで、伊藤委員が先ほど言ったように、それはそれだけれども、そもそも論みたいなお話されたけれども、そうじゃなくって、やっぱり請願者の趣旨からすれば、私は、この趣旨には賛同できないということなんです。以上です。

◆吉野恭介委員長 その他、御意見。浅野委員。

◆浅野博文委員 公明党としては、定数削減ありきではなくて、小選挙区比例代表制の導入の経緯を考えて、選挙制度と併せてしっかり議論をしていくことが重要なことじゃないかなと思っています。この定数削減に反対するっていうことですけども、これも、これからの議論を踏まえて考えていかないとはいけませんし、先ほどから、皆さん言われとるとおりで、真ん中辺りの文面の、この自民・維新の、うちの党が言うことじゃないかもわかりませんが、真ん中辺りに、これは何でこんな余分なことを書かれるのかなと、僕もちょっと不思議で、皆さんに賛同をもらおうと思ったら、こういった文面は要らないのじゃないかなと思います。ほかにもありますけども、こういった文面的なところから考えたら、この請願には賛同できないと思います。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほかありますか。どうせなら、全員に御意見をいただきたいと思います。米村委員、どうでしょう。

◆米村京子委員 次回に採決を繰り越すということにはできないんでしょうか。後半の委員会で。

- ◆吉野恭介委員長 今、米村委員のほうから、後半の委員会という提案がありましたけど、皆さん、どうでしょう。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 私も、後半でもいいと思うんですけど、1つちょっと上杉委員に、お聞きしたいことがあるんですけど、よろしいでしょうか。委員間討議。
- ◆吉野恭介委員長 許可します。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません、上杉委員に。先ほどね、ここに書いてる文面の最後のほうの、このような趣旨からってということで、言われることは分かるんですよ、私もね。ここに書かれてないような趣旨で、議員定数削減に、議員定数削減に反対だっというふうな、そういうふうに見える趣旨って趣旨は、ちょっとどんなふう書いてあったら反対だっというふうに言われるのかなとちょっと思ったので、もし。そもそも、あかんかったらあかんんですけど。
- ◆吉野恭介委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 ほかのその趣旨だったら賛成するとかいう問題ではありません。ですから、これ、あくまでも、ここに出てる文面を、それこそ審査する話だから、じゃあ、これだったら、条件ですね、これだったら採択するとかいう話ではないと思う。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 議運で、うちの会派が出したときに確認をされて、要は、議員定数の削減そもそもに反対かどうかって聞かれたので、私も上杉委員に、要は上杉委員の考えからすると、やっぱり議員定数の削減ってということは、反対ではないという立場という理解でいいのかどうか。
- ◆吉野恭介委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 私、自民党の黨員でもあるし、自民党の議員でもあります。自民党としては、基本的には、削減の方向ではということについては持っていく。ただ、問題は、先ほど議長が話をしたように、やっぱりその法案の整備をしていかなければならないということです。それはさっき話した、いわゆる合区の問題であったり、今回特に、いろんなシミュレーション、比例の分、比例じゃなしに、小選挙区のシミュレーションしてみるのを新聞見ると、例えば、その小選挙区で3が2になるわね。ほんで、これってね、3が2っていうのは30%ぐらい、要するに減るわけだ、2人になる。ところが、大都市圏の分でいうと、例えば20人とか十何人の人が、1人、2人減るような話、これは、確かに、今のその選挙制度、憲法からすればですね、いわゆる有権者の割合になる、比率なってるから、もうそれは、そういうことにはなるんだろうけども、だから、合区の話でいくと、それはその人口だけではなくして、やはり地方の状況であったり、面積であったり、そういったもんも加味した形の中で選挙制度変えていかないけんというふうなものだというふうに思います。
- だから、減らすのであるならば、さっきも議長も言ったように、選挙制度を、そういったものを多く国民の議論を入れる中で、ただその政党間で、政党で、自民・維新で決めてしまうような話ではないということです。それが、今、私の考え方。
- だから、基本的に、国会議員を減らすことについては反対というものではない、うん。反対というものでは、国会議員を減らすことについては賛成する方向であるけども、ただ、それを、

さっき、今、乱暴にですね、絶対減らすのを反対だということではないということが、今の私の考え方です。

◆吉野恭介委員長 そのほかよろしいですか。

じゃあ、大体御意思も示されたと思いますが、後半の委員会でという御提案がありましたので、まずそれを最初に諮らせてもらいたいと思います。米村委員のほうから、後半の委員会で、もう少し勉強して判断したいという提案がありました。皆さん、どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「賛否を」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 賛否を採りたいと思います。後半の委員会で判断したいと思われる方は、挙手をお願いをします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 賛成少数ということで、この会で判断をしたいと、採決をしたいと思います。討論をしたいと思います。討論のある方は、お願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 重ねてになりますけれども、私はこの請願に賛成の立場で討論を行います。この請願の内容について、請願項目については、やはり請願の提出の締切りがあるという、その現状での内容だというふうに理解をするものです。いろいろ議論の中でありましたけれども、やはり国民の声を本当に正確に反映して、国会議員っていうものを選ぼうと思えば、選挙制度をどうあるべきかと、やはり、その議論をしなければならぬのに、今進められているのは、やはり削減ありき。しかも、維新の一丁目一番地と言われてる、この身を切る改革、何が身を切るのかは分からないけれども。それで進められていることだと、私は感じています。だから、そこに危機感を持ったこの団体が請願を上げてきたというふうに私は理解をしますので、賛成をします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、討論。米村委員。

◆米村京子委員 米村です。伊藤議員と同様でして、あくまでも、まだね、やっぱり定数だけばっかりを議論しても、これはいけません。なので、とにかく、私も、この案には賛成です。賛成の立場で言わせていただきますけど、今の選挙制度に関しては、すごく疑問を持っております。ただそれだけです。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。討論そのほかありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 また同じ話になりますけれども、やはり文面審査ということが第一ということだし、それから、私から見ればですね、かなりその、何ていうか、悪意ではないんだけど、自民党がやっている、今までのこういった状況を見る限りはですね、それをもって定数削減を行えということについては、これは賛成しかねるということで、反対をいたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これより、令和7年請願第9号衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手少数と認め、本請願は不採択と決定いたしました。

それでは、不採択の理由については、いろいろ出ましたので、委員長・副委員長で取りまとめて、また提案をお示ししたいということではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

令和7年陳情第19号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて令和7年陳情第19号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、いつ出たいな。最近、去年ぐらいに同じものが出てて。

◆吉野恭介委員長 これは6年ですね。

◆上杉栄一委員 6年か。その折の不採択理由が、こういった事実があるかどうか確認できないような状況の中でというふうに、何か記憶にあるんだけど、その辺り事務局、ちょっともし分かれば、教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 事務局、谷島さん。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 令和6年度の審査の結果ですけれども、不確定要素がある陳情であるため、並びに事実確認ができないためということで、12月定例会において不採択としております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その後、新しいその事実っていうか、新しいそういったものがあればけれども、新聞報道であったり、そういったもので、具体的に新たな、その辺りの情報が入ってないような状況であるならば、やはり前回同様でというふうに、私はしたいっていうか、するべきだというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 本日配付資料で、陳情第19号参考資料とつけてあるんですけども、この説明を伺ってもいいですか。

◆吉野恭介委員長 事務局、説明できますか。事務局、谷島さん。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 こちらですけれども、陳情書のほうに添付されておりましたものでございます。書いてありますように、横浜市会のほうでは採択となったということで、参考資料として添付されておりましたので、委員会において御協議の判断内容といたしていただければということで、本日配付をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 これ、内容についてはなくて、横浜市議会で、ただ可決されたよということだけですよ。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 そうです。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 よく分かりました。横浜では通ったと。あと、私も文面審査のために、ここの文言を洗ってきました。また、ここの団体のホームページを見て、あとは、この書籍も販売してありまして、書籍も見たりしてきました。各自治体が、これを賛成したのかという一覧もあって、鳥取県内でも幾つか、数件賛成してるところが見れました。前回の議事録、令和6年12月議会の議事録も見て、お三方の発言も見ました。その中で、こう見ると、確認できないことがないといいますか、不確定なことがないと自分は判断をしまして、これは賛成をしたいと思います。

特に、このイスタンブール宣言とか、あとは中国共産、失礼、今のは取り消します。各国が足並みをそろえて、国際学会がですね、議連をつくったり、また、2020年にも、自民党の国会議員を中心に、この議連をつくられたりして動いているんですけども、なかなか法整備が進んでいないということも、この国際社会との足並みがそろってない、環境整備が不十分だと、日本政府がですね、これも事実だと思いますので。

また、この臓器移植ツーリズムですね、多くの国、特に日本においても原則違法と、臓器の移植に関する法律というのがあって、臓器売買のあっせんが固く禁じられていて、これには海外での臓器取引も含まれているということですけども、この文面の4ページの一番下ですね、海外で臓器移植手術をした後、通院してる方が543名もいるという厚労省のことだったり、です、言いましたけれども、この、細かい事実は分からないと、この本にも書いてありました。捜査ができてないところもあるということですけども、状況であったり、国際社会の足並みというところは事実認定ができますので、この文面で賛成したいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、この文面を読んで、これまで出てきたような中身よりかは、割とソフトな文面になってて、前回は、非人道性が疑われる国への渡航移植等をとかね、あと、無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対してとかね、割とそういう、もうダイレクトに表現をされていたんですけども、今回は、そういった表現がないなというのは、読んで思いました。

しかしながら、陳情の趣旨が、いまいちよく分からなくて、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備、この環境整備というのは、一体何だろうか。法整備って書いてないんですね。環境整備なので、これはどういうことかなと思って、今の日本の現状を調べてみると、さっき、イスタンブール宣言のこともありましたけれども、厚労省はですね、各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきであるという国際的な原則に基づき、本人の意思表示を基本とした上で、脳死下での臓器提供や、その移植が、より一層国内において推進されるよう、引き続き国民への周知啓発や、国内の体制強化を進めていくこととしていきますと、そういうことで、令和5年にも、適正な移植医療の推進についてという周知をね、図られたりとか、あと、海外で移植をされて、日本の医療機関で、その後のね、外来受診をされている、そういう人たちが通院しておられる医療機関にもアンケートを取ったりして、何人おられますかみたいなね、そういったこともやりながら、そのイスタンブール宣言に基づ

く、やはり日本国内における臓器移植をどうしていくかっていうことに、基本取り組まれているんだというふうに、私は理解をしました。

この陳情の中で、国際的な潮流に遅れを取っていますっていうようなことが書いてあったんですけど、日本は、2009年に臓器移植法を改正して、子供の移植もできるようになった。あと、脳死も死と認めるということで、これも、基本やっぱり海外に頼らず、国内の中でって、それを進めていくには、やっぱりドナーをどう増やしていくかっていうのが非常に大きな課題だから、そのドナーになることへの理解を広げることとか、あと、医療体制ですね、そういうものを充実させていかないといけないと、そういう立場で、今取り組まれているんだらうと、私は思いましたので、あえて、この陳情についていうか、現状が取り組まれていると判断して、この陳情には賛成できないかなと、私は判断をしました。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 去年のは、この陳情の提出者は、どういう形になってました。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 丸山治章さんでして、同じところでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 同じ人で、同じ団体っていうことで理解するんだけど、去年と、いわゆる文面を和らげてということだろうけれども、その想像するに、ここの団体の意図すると言っているところが、果たして、これに、さっきのあれじゃないけど、これだったら、その採択してもらえるということで、文面和らげて出したんかなっていうふうに思わざるを得んわけですね。だから、根本的には何なのか。要するに、中国の、モンゴル、あっちのほうの人権を、それこそどどん何してやってるというようなところの話なのかどうなのか、何となく、国内の、各自自治体の議会のほうに採択を求めたいということで、かなりもう文面をがらっと変えて出したっていうような、私はそういった感じを持ったもんだから、これはちょっと怪しいなと、逆に言えばですね、ある面。というふうに、ちょっと思ったところです。それで確認させてもらいました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員の皆様で、質疑、御意見ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私も、これは賛成しかねるという立場なんですけど、一つは、伊藤委員も言われましたけれど、環境整備を求めると書いてあるけど、何を求められていらっしゃるのかがよく分からなかった。一つは、国連でも、人身売買禁止条約には、きちんこの臓器の問題もうたわれています。国内でも整備は進んできたけど、国内法の整備をもっと進めてほしいということなのか、国外で治療を受けた人が、その断られた事例をもって、医師会にもっとこう働きかけてほしいということなのか、だけれど、一番のテーマは、ちょっと違うようなというようなことがありまして、趣旨自身がよく分からないというところで、私自身は、反対をしたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 この参考資料ですね、これを提出してください、意見書案ということがあって、下のほうですね、よってのところですけど、移植目的の渡航等を防止をして、国民が知らず

に犯罪に巻き込まれることを防いでくださいという趣旨なので、私は、これが明確な趣旨だと思います。

◆吉野恭介委員長 それでは、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情には、反対の立場で討論をします。先ほども言いましたけれども、この環境整備という、具体的にどういうことを求めているのかがよく分からないということと、併せて、現状を見れば、日本でも、2009年に臓器移植法が改正をされて、その法の趣旨に基づいて取組が、十分ではないのですけれども、課題も認識しながら取り組まれていっているというふうに理解をしています。ですから、改めて、何かの法を整備するだとか、何か規制を強めていくというよりかは、やはりこの日本の改正された臓器移植法に基づいて、いかにドナーを増やしていくのか、ドナーへの理解を広めていくのか、あと医療体制ですよ、そういうことを強めていくのか、より進めていくことが必要なのではないかというふうに思いますので、この陳情には、賛成はできません。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私は、この陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。先ほどもお伝えしているとおり、この文面を見る限り、不確定であったり、事実確認ができないところがないと思われるので賛成をしますし、また、この日本政府の取組が、それに対応する環境整備が不十分かどうかというところを確認しても、先ほど、2023年3月時点で543人いると、厚労省も発表している時点で、この数は、私は多いと思いましたので、国際社会と、地理的環境もあると思います、各国と比較してですね、あると思いますけれども、国際社会と足並みをそろえて、この移植目的の渡航等を防止するように、環境整備に取り組んでくださいというこの趣旨は、大いに賛成できますので、賛成討論といたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。

これより、採決に入ります。これより、令和7年陳情第19号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳情の採決に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手少数と認め、本陳情は不採決と決定いたしました。

不採決理由は、ただいま皆さんから出た意見を、正副委員長でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 そのようにさせていただきます。

以上で、総務部・危機管理部を終わります。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。

それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○**河口正博企画推進部長** 失礼いたします。企画推進部長の河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。本日は、議案が1件、それから、報告が1件となります。

まず、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）、所管に属する部分でございます。こちら、補正予算につきましては、基金の積立金の利息の確定によるもの、それから、人件費の決算見込みによるもの、そして、環境大学のほうに、多子世帯の授業料の無償化の関係の実績ができましたので、この関係で交付金のほうの増額をさせていただいております。また、債務負担行為といたしましては、若者定住促進事業、こちらの債務負担行為を計上させていただいております。一般会計のほうにつきましては、1,027万3,000円の増額と、そして、限度額、債務負担行為につきましては、1,598万7,000円ということでございます。

続きまして、報告でございますが、鳥取市まちなか交流広場、こちらの開園式の日程が決まりました。あわせまして、協働による芝生化、こちらも併せてやらせていただきたいと思っておりますので、内容につきましては、それぞれ担当課長のほうより説明を申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

◆**吉野恭介委員長** ありがとうございます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**吉野恭介委員長** それでは、議案説明に入ります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。中村課長。

○**中村和範文化交流課長** 文化交流課、中村です。それでは、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）の企画推進部所管に属するものにつきまして御説明いたします。説明は、資料の1と予算書、事業別概要で行いますので、併せて御覧ください。

それでは、資料1の総務企画委員会補正予算説明資料（企画推進部）を御覧ください。まず、歳入補正予算です。資料の2ページをお開きください。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金でございます。予算書は25ページを御覧ください。内容は、（人づくり・まちづくり基金積立金利子）でございます。補正額は58万円です。これは、運用しております同基金の運用利率が、0.025%から0.22%に上がったことにより、基金運用利子が増額となったものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

◆**吉野恭介委員長** 植田室長。

○**植田孝二秘書課広報室長** 広報室、植田でございます。続きまして、歳出です。資料は3ページを御覧ください。予算書は33ページでございます。款総務費、項総務管理費、目文書広報費、細目広報誌発刊配布費の（市報発刊配布費）でございます。補正前額は5,428万7,000円、補正額48万6,000円の増額、補正後額は5,477万3,000円でございます。財源は一般財源です。これは、市報製作を行う会計年度任用職員1名の時間外勤務と共済費により、決算見込みが増額となったことによるものであります。

続いて、下の段でございます。細目は広報事務費の（市政記者室管理費）でございます。補

正前額 188 万 5,000 円、補正額 12 万円の減額、補正後額は 176 万 5,000 円でございます。これは、市政記者室管理業務を行う会計年度任用職員 1 名について、通勤距離が 2 キロ未満のため、通勤手当が支給されないことにより、決算見込みが減額となったことによるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段、企画費、人づくり・まちづくり事業費です。予算書は 35 ページを御覧ください。内容は、（人づくり・まちづくり基金積立金）でございます。補正額は 58 万円です。こちらは、先ほど歳入のほうで御説明いたしましたが、同基金の運用利率の増による積立金の増額でございます。

続きまして、その下段、国際交流促進費でございます。予算書は、同じく 35 ページです。内容は、（国際交流員配置事業費）でございます。補正額は 28 万 6,000 円でございます。こちらは、会計年度職員であります国際交流員 3 名の時間外勤務手当等の人件費の決算見込みによる増額でございます。

続きまして、その下段、国際交流プラザ運営費です。予算書は、同じく 35 ページを御覧ください。内容は、（国際交流プラザ管理運営費）でございます。補正額は 65 万 4,000 円です。これは、国際交流プラザ会計年度任用職員 2 名のうち、1 名の産休・育休等による増に、人件費の決算見込みによる増額でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。続きまして、45 番の公立大学法人運営事業費になります。内容につきましては、事業別概要で説明させていただきたいと思っておりますので、事業別概要の 17 ページを御覧いただきたいと思っております。

環境大学運営費交付金です。右側の事業の概要欄の真ん中辺りになりますが、事業の内容というところを御覧いただきたいと思っております。環境大学の安定的な運営を図るために、以下記載しております 3 つの交付金を交付しておりますが、このうち、一番下になりますが、授業料等減免費交付金につきまして、収入要件による授業料減免等の減免経費、それから、本年度拡充されました、多子世帯の授業料等の無償化に係る経費、こちらの実績見込みを踏まえまして、1,922 万 8,000 円の増額を行うものでございます。

増額の内訳としましては、収入要件によります減免分、こちらが、入学金が 6 人で 112 万 8,000 円、それから、授業料の減免分が、前期・後期 2 回申請がありますので、その前期・後期の合計人数で 30 人、696 万 5,000 円、それから、多子世帯の減免分ということで、こちら、入学金が 33 人で 893 万円、最後に、多子世帯の授業料減免分、こちらが前期・後期合わせまして 80 名、2,143 万 2,000 円ということになっておりまして、これを合計しますと、3,845 万 5,000 円、県・市共同設置の大学ですので、県・市で折半を行いまして、鳥取市負担分ということで 1,922 万 8,000 円の増額というふうになっております。この費用につきましては、全額交付税に算入されるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、ページを進ん

でいただきまして、4ページ目となります。電算処理費の職員費となります。予算書は37ページとなります。補正額は1,091万5,000円の減額となります。これは、デジタル戦略課の人件費の実績に基づく減額となります。4月の人事異動に伴いまして、人員の変更、若返りがありました。それと、育休を取得した職員がございましたので、それによる人件費の減額となるものです。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 続きまして、その下段、教育費、社会教育費、社会教育総務費、事務局費でございます。予算書は71ページを御覧ください。内容は、（文化交流課事務費）でございます。補正額は7万4,000円です。これは、文化交流課の会計年度任用職員1名の時間外勤務手当等の人件費の決算見込みによる増額でございます。

歳出予算につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 続いて、債務負担行為の説明をさせていただきたいと思います。事業別概要の51ページをお開きいただきたいと思います。51ページになります。

若者定住促進事業費の債務負担行為です。補正予算書は12ページに掲載しております。この内容につきましては、婚活サポートセンターの運営事業費でございます。センターの運営につきましては、事業の継続性を確保するために、公募により選定した事業者に、3年間継続して運営委託を行うようにしております。前回の公募手続でございますが、令和4年度に公募を行いまして、選定した事業者に対して、令和5年度から7年度まで運営委託を行っておりまして、今年で3年目ということでございます。令和8年度からの新たな3年を開始するに当たりまして、本年度、公募を行って事業者を選定しまして、令和8年度から、その選定された事業者による運営を円滑に行っていきたいというふうに考えております。

債務負担行為の限度額1,598万7,000円は、令和8年度事業費の上限額となるものでございまして、内訳としましては、センターの運営費が1,353万9,000円、それから、その年の結婚報告数が7組以上になった場合に限り、インセンティブとしまして、1組当たり20万円を委託料に加算するという成果報酬、この仕組みを入れておりまして、これを3組想定で60万円、最後に、現在の事業者が変更になる場合、データの移行という業務が発生しますので、データ移行経費としまして、184万8,000円という内訳になっております。

資料の51ページ、一番下になります。今後の取組というところでございます。予算の御承認いただけましたら、速やかに公募手続に入らせていただきまして、1月下旬頃に審査会、事業者の選定、それから、4月に契約を行い、事業開始ということで考えております。

以上で、一般会計補正予算の所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

鳥取市まちなか交流広場「開園式」と「協働による芝生化」について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、それでは、報告に入ります。鳥取市まちなか交流広場、開園式と協働による芝生化について、執行部、説明をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料2で説明させていただきます。めくっていただきまして、2ページ、3ページ、これが一連の資料になります。鳥取市まちなか交流広場、開園式と協働による芝生化についてというものでございます。

跡地の広場整備につきましては、現在順調に進んでおりまして、来年2月末頃に、整備工事のほうは完了する予定となっております。かねてから検討を行ってございましたけども、オープニングイベントとしまして、開園式、それから、市民協働による芝生化について、関係機関と調整を進めてきましたけども、概要が整理できましたので、報告させていただきたいと思っております。

左上から順に御覧いただきたいと思っております。まず、1番の期日でございますが、令和8年3月20日金曜日、この日は春分の日で、休みでございます。

時間につきましては、午後2時からで計画させていただきたいと思っております。少雨決行で、荒天の場合は、芝植えは延期させていただいて、市民会館で来賓の方のみお越しいただきまして、式典のみを行いたいと考えております。

3番の式典の流れでございますが、記載のとおり、開会、市長挨拶、それから、祝辞、来賓紹介、テープカットという流れで行わせていただきたいと思っております。

右側に、薄い青色で記載しておりますけども、来賓の方につきましては、記載のとおりで調整を進めております。

開園式のイメージということで、次の3ページのほうを御覧いただきたいと思っております。3ページの図面の左下が、イベント広場になります。このイベント広場で式典を行いたいと思っております。そのすぐ下の辺りを黄色で色をつけておりますけども、一般の来場の方は、この辺りにお集まりいただきまして、イベントのほうを御覧いただければというふうに考えております。

それが終わりましたら、来賓、それから、来場の方全員が、上の緑のところですけども、緑地広場のほうに移動していただきまして、これがメインになりますが、ポット苗の植付けを行いたいと思っております。このポット苗につきましては、苗をすぐ踏みつけると傷むということでございますので、植付けが終わりましたら、くいとロープで、この緑地広場だけを閉鎖したいというふうに思っております。梅雨明け頃まで様子を見まして、養生が十分となった後にロープを取って、入っていただけるようにしたいと。夏頃には、一面の緑のじゅうたんになるのではというふうに考えております。

それから、この芝植えが終わりましたら、イベント広場にキッチンカーをデモで呼ばせていただきまして、体験いただいたり、それから、マンホールトイレなどの防災設備も御覧いただきたいというふうに考えております。

2ページの4番にお戻りいただきまして、芝のポット苗の植付けというところを御覧いただきたいと思っております。先ほどの説明のとおりでございますが、式典が終了しましたら、出席者と集まった市民全員で、緑地広場の協働の芝生化を行うということでございます。

その下になります。開園式・協働芝生化は、市報、それから、折り込みチラシ等で、広く周知

を行わせていただきたいと思います。それから、関係団体、会議所青年部さんとかになります
が、多くの皆様にお越しいただきたいと思いますので、参加の協力をしていきたいというふう
に思っております。芝生の植付け、少雨実施ということでございますが、翌日になります
が、3月21日土曜日と、22日日曜日、こちらを予備日に設定させていただきたいと思
います。荒天は延期をしまして、早いほうの予備日で実施をして、延期の際の開始時間
は、午前中、10時からで計画したいと思っております。参加される方には、ホーム
ページで、本日ありますということ、朝お知らせしたいと思っております。砂丘清掃
の案内のイメージというふうに考えております。

それから、その他でございますが、先ほどもございました、キッチンカー、防災コー
ナーを開設しまして、この広場の使い方を体験いただけるようなことをしてみたい
というふうに考えております。

下の6番、今後の予定になります。令和8年2月末に、工事のほうを完了しまして、
3月1日から指定管理を開始しまして、供用開始の準備作業を進めます。そして、
3月20日に開園式、それから、ポット苗の植付けを行いまして、この行事が終了
しましたら、広場や駐車場の供用を開始したいと思っております。

そのほか、本日のこの説明資料につきましては、委員会が終了しましたら、全議
員に、資料提供により報告させていただきたいというふうに思います。

最後になります、広場の歩道と車道進入路の部分開放の報告ということをして
いただきたいと思います。現在、工事で長期間広場を閉鎖してございまして、その
関係で、市民の皆様が市民会館に行かれる際は、駐輪場ですとか、会館の裏手
から回り込んでいただくというふうに御不便をおかけしてございまして、現在、
工事が順調に進んでございまして、若桜街道側からと、県道側から市民会館
に向かう歩道、この右下の漫画ですと、左側と下のほうから市民会館に向
かう歩道、それから、県道から市民会館に向かう車両進入路、下のほうから
市民会館に向かう道路ですけれども、これにつきましては、12月15日から、
先行して部分開放させていただいて、使用できるようにさせていただきたい
と考えております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 開園式と芝生化のあれは分かりました。まず、見る限りは、もうほとんど完成
したなというふうにはおるんですけども、それで、芝生化、ポット苗を植え付ける時期
の問題があつて、3月ということだろうというふうに思いますけれども、駐車場
ですね、まだ、ここの駐車場は、開閉の機器が入ってないんですけども、例
えば、その市民会館は今駐車場がないんで、なかなか苦勞するところもある
んです。だから、例えば、駐車場等々については、市民の利便性からい
って、市民会館の利用者のそういったものも加味してですね、早く駐車場
が使えるようになっていくことはなりませんか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。駐車場、早く使えないか
ということでございます。その件につきましても、どうにかならないかな
というふうな検討もしてはみました。駐

車場の機器につきましては、入庫が少し先になりまして、設置を終えて、テスト等行いますと、やはり2月末ということになるということでございます。その後、指定管理者に操作方法ですとか、そういったもろもろの準備がございますので、スケジュールをいろいろ調整した結果で、今の3月20日ということになったというところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 暫定的に、例えば、その機器が入るまで、市民会館の催事があるときには、機械でなくて、ここが、臨時じゃないけども、暫定的な駐車場として提供するっていうことも考えられんでもないのかなというふうに思いますんで、その辺りが可能かどうか、もし検討ができれば、検討してみてください。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 ポット苗は、どれぐらい準備をして、また、どれぐらいの参加者を予定しておられるのか、その辺教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。ポット苗の量につきましては、この全面積が約2,500平米ということで、その必要量ということになります。

それから、植付けですけども、ボランティアの方に植え付けていただくということで、あまり長時間作業をいただくのも、なかなか限界があるというふうにも算定をしております。現在考えておりますのは、この広場の両側の脇の辺り、一部分は、少し業務委託で先行して植えて、メインの一番広い中央部分を、約1時間かけて、大体200名以上は来ていただきたいなと思っておりますけども、そういった人員で植付けを完了したいというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。じゃあ早速、全議員への資料提供、お願いしたいと思えます。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。再開時刻は、午後1時とさせていただきます。

午後0時2分 休憩

午後0時56分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。午前中に引き続きまして、市民生活部に入ります。

まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部、谷口でございます。どうぞよろしくお願いたします。このたび市民生活部に係る議案は、3件でございます。まず、議案第136号一般会計補正予算（第4号）は、市民生活部の所管に属する部分、歳出ベースで総額1,779万7,000円の増額補

正と、債務負担行為といたしまして、コンビニ交付システムの改修に係る経費 643 万 5,000 円を、令和7年度～8年度に係る支出予定額として提案するものでございます。次に、議案第147号につきましては、こちらは条例案件でございまして、鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、今年度整備いたしました鹿野城跡公園の適切な施設管理を図り、来園者や地域住民が、安全・安心して利用できるよう、目的や制限を明確化するものでございます。最後に、議案第190号工事請負契約の締結につきましては、神谷清掃工場解体工事の請負契約の締結に当たり、議決を求めるものでございます。

また、報告案件といたしましては、専決処分事項の報告が2件ございます。報告第28号鳥取市印鑑条例の一部改正について、こちらは、電気通信事業法の一部改正に伴いまして、引用条項の条ずれがございまして、そちらの修正を行うものでございます。それから、報告第31号は、地区公民館が発行する広報物におきまして、本市が相手方の著作権を侵害したことにより、損害賠償の額と和解について御報告を申し上げるものでございます。まず、この件につきまして、謝罪の意を表しますとともに、再発防止策の徹底と情報リテラシーの向上について、一層努めてまいります。また、そのほか報告事項といたしまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画と、鳥取市消費生活プランの改定について報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長から、簡潔明瞭に努め御説明を申し上げます。それでは、どうぞよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。それでは、議案第136号一般会計補正予算（第4号）の市民生活部・環境局・総合支所に属する部分につきまして御説明申し上げます。資料は、資料1の補正予算説明資料を使用して説明をさせていただきますけれども、適時、予算書・事業別概要も御確認をいただければというふうに思います。

なお、歳入につきましては、全て歳出予算の充当財源でございますので、歳出の中で、併せて説明をさせていただきます。説明が重複しないようさせていただきます。また、歳出につきましては、人件費の補正が多く計上されておりますけれども、いずれも、決算見込みによるものでございますので、人件費補正の説明は割愛させていただくことを、併せて御了承いただきたいと思っております。

それでは、資料1の5ページをお願いいたします。5ページの一番上になります。（地区公民館運営費）でございます。予算書は37ページ、事業別概要は18ページの上段でございます。後ほど、報告第31号専決処分事項の報告におきまして、詳しく説明をさせていただきますけれども、鳥取市立あおば地区公民館が、令和3年9月に発行いたしました地区公民館だよりに、

著作権を有するイラストを著作権者の許諾を得ずに使用していたことにつきまして、著作権の侵害に係る損害賠償請求を受けたものでございます。

本年11月14日に、損害賠償の額及び和解の内容につきまして、相手方と合意したため、専決処分を行いまして、損害賠償金37万4,000円を支払ったものでございます。和解内容に従いまして、既決予算を流用して執行させていただきましたので、このたび、その37万4,000円を予算計上させていただくものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、その下になります。（地区公民館改修等事業費）でございます。予算書は37ページ、事業別概要は18ページの下段でございます。令和6年度に実施をいたしました旧谷地区公民館解体工事に伴う振動等の影響につきまして、周辺の建物5棟を調査したところ、家屋1棟に、新たに亀裂等の損傷が認められましたので、損失補償を行うものでございます。補正額は8万6,000円、財源は一般財源でございます。協働推進課は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。同じページの下から3項目めです。戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費の事業名（戸籍の振り仮名記載事務費）について御説明します。事業別概要は19ページ上段でございます。補正額368万8,000円でございます。内訳は、会計年度任用職員の人件費140万3,000円の減額と、戸籍システムの改修によるOA関係委託費509万1,000円の増額でございます。まず、人件費の減額理由ですが、戸籍への振り仮名記載に係る会計年度任用職員を4月から2名雇用しておりますけれども、4月・5月は、マイナンバーカードに係る業務に従事しておりましたので、その人件費を個人番号カード関連事務費に振り替えるとともに、1名が中途退職したため、職員を補充できなかった1か月分を減額するものでございます。

次に、OA関係委託費の増額理由ですが、戸籍法の改正により、本年5月26日から、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことにより、氏の振り仮名の届及び名の振り仮名の届の届出に基づいて、振り仮名を記載しているところですが、届出期日の令和8年5月25日までに、振り仮名の記載の届出がなかった方の氏名の振り仮名については、5月26日以降、法務局の許可を得て、市町村長が職権で記載、記録することとなっております。今回の補正額は、この職権での記録を一括して処理できるよう、戸籍システムの改修に要する経費となります。なお、職権での記録は、氏が約8万2,000件、名が19万2,000件を見込んでいるところでございます。財源は、全て国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金となっております。

続きまして、資料6ページでございます。一番上の項目で、コンビニ交付関連事務費の事業名、（コンビニ交付関連事務費）について御説明いたします。事業別概要は19ページ下段でございます。補正額は275万6,000円で、全てOA関係委託費となります。内容ですが、令和7年5月26日施行の改正戸籍法により、戸籍への氏名の振り仮名記載と併せて、戸籍の身分事項の国籍の記載の取扱いも改正されましたので、コンビニ交付サービスに反映させるために、必要なシステム改修を行うものでございます。具体的な改正内容ですが、外国籍の方が関係する戸籍の届出の場合、戸籍の身分事項に国籍を記載することがありますけれども、この国籍という表記が、国籍、中点、地域に変更されたとともに、新たに地域として、台湾、パレスチナが追

加されたものでございます。財源は240万円を、デジタル活用推進事業債、充当率90%を活用することとしております。市民課は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 太田支所長。

○太田潤一用瀬町総合支所長 用瀬町総合支所長、太田です。資料7ページのほうを御覧ください。7ページ、一番最後、観光費、観光活動費、（用瀬流しびな行事）ということで、雛橋の欄干塗装に係る足場設置費用ということで、200万1,000円を予算計上しているものでございます。これにつきましては、流しびな行事の会場をつなぐ、重要な橋で、「流しびなの里」もちがせにとっても、シンボリックな橋でもございます、雛橋というこの赤い橋なんです。竣工が昭和63年、1988年で、これが経年劣化によりまして、色あせ、景観上の問題がございます。さらには、部分的に塗装が剥がれて、通行者にとって、けがするなどの危険な状況となっておりますという状況でございます。このことから、欄干の塗装等の修繕を行うために、必要な足場の設置の経費、これを予算計上させていただいてるものでございます。なお、実際、塗装等を行う作業につきましては、直営作業で基本的には行いますが、市民との協働イベントということで、一緒になって実施するというステージも設けさせていただこうと考えております。来年の4月19日の日曜日に、次回流しびな行事でございますので、これへの機運醸成や用瀬地域の地域活性化にもつなげていこうと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。続きまして、債務負担行為の概要について説明いたします。予算書は12ページ及び86ページ、事業別概要は52ページでございます。事業別概要で説明いたしますので、52ページ、12月補正予算債務負担行為の概要を御覧ください。事業名は、コンビニ交付関連事務費です。令和7年度～8年度の事業で、限度額643万5,000円の追加補正となります。財源は、570万円をデジタル活用推進事業債を活用することとしております。73万5,000円は一般財源でございます。

資料、中ほどにあります事業の内容ですが、同じく、今回の債務負担行為、2項目めに掲載されている、個人住民税基幹税システム改修事業にも関連しておりまして、令和7年度税制改正に伴い、令和8年度分の個人住民税より適用される制度の改正に対応するため、基幹税システムの改修に併せて、コンビニ交付システムの改修を行うものでございます。今後の取組ですが、議決後、令和8年1月以降に契約を締結いたしまして、6月には運用を開始する予定としております。なお、この歳出予算につきましては、令和8年度当初予算に計上することとしております。

以上で、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）、所管に属する部分の説明を終わります。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっております。委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について、執行部、説明を求めます。小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。議案第147号鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。付議案は7ページになります。資料2の付議案等説明資料、こちらを用いて説明させていただきます。こちらの2ページを御覧ください。

まず、1番、制定に至る経緯でございますが、鹿野城跡公園は、平成7年度に、旧鹿野町が史跡公園、また、住民の憩いの場として整備したもので、現在までは、市の史跡指定、それから、城山と呼ばれる山林部分の保安林指定、こちらの基準に従って管理をしてきたものでございます。近年、桜まつりをはじめ、鳥の劇場や地域住民によるイベント開催等で来園者が増加しております。県内外はもとより、国外からも多く、特に桜のシーズンはおいでいただいておりますという状況にあります。また、令和5年度から整備を進めてまいりました鳥の劇場の周辺整備の部分のエリア、こちらも、城跡公園の範囲に加えまして、一体的な施設として管理とすることとしております。施設のリニューアルにより、今後さらなる来園者の増加が見込まれておることから、適切な施設管理と、それから、来園者や地域住民が、安心・安全に利用できるよう、目的や制限を明確化した条例を制定するものでございます。

2番の目的については、記載のとおり、当該公園の整備目的に沿って定めるものでございます。

3番の施設の概要についてですが、こちらは、平面図を用いて説明をさせてもらったほうがいいと思いますので、3ページ目、ちょっと縦横になって申し訳ありませんが、平面図のほうで説明させていただきます。範囲としましては、緑色と、それから鹿野地区コミュニティ施設、これは旧来の名称ですが、ここの部分の広場部分、広場と駐車場部分、この青色の部分、これを併せまして、一体的に管理するものでございます。区域内には、鹿野学園の王舎城学舎ですとか、城山の部分には、簡易水道の配水池、それから城山神社、また市道等もございまして、多岐にわたる隣接施設がございます。また、利用や管理にも、多くの地域団体が関わっていただいているため、地域に密着した管理、調整が必要なことから、鹿野町総合支所で管理をするということで、このたび、支所からの条例起案とさせていただきます。

2ページのほうにお戻りください。管理の方法は、指定管理ではなく、直営及び造園業者等に委託する方法として考えております。

4番の条例の主な内容です。施設の目的、それから許可を要する行為、また、使用料の納付・減免、それから禁止行為などを定めておりまして、参考としまして、昨年制定されました、旧本庁舎跡地のまちなか交流広場の条例ですとか、他の公園条例を参考にしまして、整合を図るとともに、今まで使っていただいている地域の団体、それから、管理に協力していただいている団体等が今までどおり活動できるような配慮を加えた条例としております。

5番の施行予定日ですが、この広場整備のめどが立つ、令和8年4月1日施行を予定しております。

地域への周知につきましては、11月の鹿野地域振興未来会議で説明させていただき、また、定例的に利用や管理に参画していただいている組織や団体の方々に、こちらのほうは、利用管理協議会というものを組織しまして、事業の調整や連携の話と含めまして、先般説明させていただき、理解をしていただいているところでございます。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしとさせていただきます、次に参ります。

議案第190号工事請負契約の締結について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第190号工事請負契約の締結について、執行部、説明をお願いします。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。資料2の4ページを御覧ください。議案第190号神谷清掃工場の解体工事に伴います工事請負契約の締結についてです。11月5日に入札を行い業者が決まり、工事の請負契約の締結を結ぶため説明をさせていただき、付議案として上げさせていただいているものでございます。

1番の経緯と目的でございますが、神谷清掃工場は、平成3年12月に建設されました。その後、平成13年に岩美町の可燃ごみの受入れを開始し、最終的に東部圏域全域の可燃ごみを受け入れて処理を行ってまいりました。令和5年3月に新可燃物処理施設リンピアいなばが竣工し、本施設は廃止となりました。リンピアいなばの竣工から3年以内に解体工事に着手した場合、国の交付金「循環型社会形成推進交付金」により費用の3分の1が支援対象となりますことから、令和6年度から7年度にかけて、事前調査及び発注仕様書等の作成を行い、令和7年度から9年度にかけて、本施設の解体工事を実施するものでございます。経過につきましては、記載のとおりでございます。

また、右の2の施設の概要ですが、こちらにつきましては御覧になっていただければと思います。

5ページを御覧ください。工事の概要でございます。神谷清掃工場は、令和5年3月に稼働停止後、建物やプラント設備などがそのまま残っている状況で、解体撤去を設計・施工一括発注方式により行うものでございます。本施設の解体につきましては、飛散防止対策を講じた上で、汚染物の除去及び除去した汚染物の処理・処分を適切に行います。また、その取扱いや作業環境等の面でも、特に注意が必要ですので、不備のないように十分に配慮をすることとしております。

また、周辺環境に影響を与えないように、工程面、施工面等におきまして、適切な配慮を行うこととしております。

契約金額は19億8,000万円、そのうち消費税及び地方消費税の額が1億8,000万円となります。

契約の相手方は、東亜建設工業・ジューケン特定建設工事共同企業体で、代表者は、東亜建

設工業株式会社中国支店、構成員といたしまして、株式会社ジューケンによります共同企業体ということになりました。工期は、契約を締結した日から令和10年3月17日としております。

また、本施設解体後の跡地利用につきましては、現時点では未定であり、引き続き、東郷地区の皆様と協議をさせていただきながら、有効な活用方法について検討を進めていくこととしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。なしと認め、これで議案説明を終わります。

報告第28号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告に入ります。報告第28号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。報告第28号専決処分について御報告いたします。付議案は107ページ、資料2の6ページを御覧ください。

まず、鳥取市印鑑条例の一部改正の目的でございますが、電気通信事業法の一部改正に伴いまして、鳥取市印鑑条例で引用している条項に条ずれが生じたため、所要の整理を行ったものでございます。

2、改正の内容でございますが、資料7ページの新旧対照表を御覧ください。第14条、中ほどにありますけれども、第12条の2第4項第2号口を、第12条の2第4項第3号口に改めました。2号が3号になったというところでございます。

この14条の内容を簡単に言いますと、印鑑登録証明書の申請及び交付に当たっては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機で、個人番号カードまたは個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォン等を用いてできるというものでございます。このスマートフォン等の定義に、電気通信事業法を引用しているものでございます。

6ページにお戻りください。3の施行期日でございます。この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行日から施行することとしております。これは、法律の施行期日が、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するとなっております。現段階で、その施行日が示されておられないので、このような記載としたものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

報告第31号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第31号専決処分事項の報告について、協働推進課、お願いします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。それでは、報告第31号専決処分事項の報告について御説明申し上げます。資料は8ページを御覧ください。付議案は115ページになります。

本件は、鳥取市立あおば地区公民館が、令和3年9月に発行いたしました地区公民館だよりにおきまして、著作権を有するイラストを、著作権者の許諾を得ずに使用しまして、損害賠償の請求を受けたことにつきまして、著作権の侵害に係る損害賠償の額及び和解の内容について、相手方と合意をし、本年11月14日に専決処分を行いましたので、御報告させていただくものでございます。

相手方は、鳥取市外に在住される者でございます。経過といたしましては、本年10月の17日に、あおば地区公民館に、相手方代理人から、同公民館が令和3年9月に発行した公民館だよりにおきまして、著作権を有するイラスト1点を無断使用していること、これに伴う損害賠償金の支払いを求めることなどが記載された通知が届きまして、事実確認を行ったところ、当該広報物がウェブサイト上で閲覧できる状態にあることを確認したというものでございます。損害賠償の額は37万4,000円でございます。相手方が定めるイラスト使用料の価格に、令和3年9月～令和7年10月までの5年間、無断使用した計算方法で算出した額となっております。

和解の内容といたしましては、鳥取市は、相手方が著作権を有するイラストを無断使用していたことを認め、謝罪の意を表すとともに、本年11月末までに、損害賠償金を相手方に支払うこと、鳥取市は、無断使用していたイラストをインターネット上から削除をして、今後無断使用しないことを確約することなどとなっております。

地区公民館だよりにおける著作権を有するイラストの無断使用につきましては、令和5年度にも同様の事案がございまして、その際、令和4年度以前に作成をした公民館だよりを、地区公民館のホームページから一斉に削除する対応を行った経過がございます。ところが、今回の通知による指摘を受けまして、詳しく調べを行ったところ、地区公民館のホームページからは削除されて閲覧はできない状態にございましたが、大本のホームページサーバーに公民館だよりのデータが残っていたために、インターネットの検索エンジンで、特定のキーワードを入力して検索すれば、閲覧できる状態にあったということが判明いたしました。地区公民館のホームページにつきましては、市の公式ウェブサイトとは別の、地域ふれあいサイトという、地域団体が住民間の情報共有や地域外に情報発信するためのホームページ活動を支援するシステムのサーバーを使用していることもございまして、データ削除が十分にできていなかったことが、今回の発端となっております。今後作成する広報物等も含めまして、著作権を侵害することがないように、これを機に、しっかりと対応策を講じる必要があると考えております。

現在までに行った対応策といたしましては、古い地区公民館だよりや不要な広報物、その他、出どころが不明な画像等が入ったデータをホームページサーバーから削除をいたしますとともに、全地区公民館に配付をしておりますイラスト素材用のCD-ROMの積極的な活用や、イラスト使用に関する注意喚起文書の発出、公民館職員の研修・会議等におきまして、随時、周

知徹底を行ってるところでございます。

今後の対応策といたしましては、地区公民館の事務の手引に、イラスト使用に関する留意点やチェック体制等を明記していきますとともに、著作権に関する理解を深める職員研修などを実施してまいります。また、地区公民館ホームページを、従来の地域ふれあいサイトから、来年3月にリニューアルを予定しております、市公式ウェブサイトに移行をいたしまして、協働推進課でデータ確認ができる体制としていくこととしております。

今後も、法令遵守を一層徹底しながら、市民の皆様にも親しまれ、信頼される地区公民館運営に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

鳥取市過疎地域持続的発展計画の改定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 鳥取市過疎地域持続的発展計画の改定について、地域振興課、説明をお願いします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。それでは、付議案説明資料、資料2の9ページをお願いいたします。鳥取市過疎地域持続的発展計画の改定について御説明をさせていただきます。

本市では、福部・河原・用瀬・佐治・青谷が過疎地域に指定されておりますが、過疎対策事業債を有効な財源として活用し、地域の持続的な発展を図るため、鳥取市過疎地域持続的発展計画を策定し、取組を進めてまいっております。

現在の計画は、令和3年4月に施行された過疎法の時限立法期間である10年間のうち、令和3年度～7年度までの5か年にわたる計画となっております。令和7年度、今年度ですけれども、前期の計画期間が終了いたしますので、令和8年度～12年度までの後期の計画に改定するものでございます。市町村計画を作成する上での上位指針となります鳥取県の過疎地域持続的発展方針が、11月に改定されまして方針が示されましたので、その方針に基づき、市計画の変更を行っていくこととなります。

計画に定める実施すべき事業施策については、(2)に列記しておりますが、過疎法、県方針に沿ったものとなりまして、今後、令和8年度の当初予算などと調整を図りながら、過疎債を活用して実施する事業を掲載していくこととなります。

次に、(3)ですが、このたびは時点修正を行うもので、大きな変更はございません。今回の主な変更点といたしましては、関係人口創出の観点から、テレワークなど多様な働き方の推進について明記したこと、人口減少を前提といたしまして、地域住民が主体的に取り組める環境整備、また、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な社会、地域社会の実現を目指すことを明記したほか、新型コロナウイルス感染症に関する文言について、修正や削除などを行っております。

今後のスケジュールにつきましては、次のページになりますが、表の中段が現在でございます。今後、県へ計画案の事前協議を行いまして、その後、今度、2月議会で議決がいただけるよう、進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。よろしいですか。なしと認め、次に参ります。

鳥取市消費生活プランの改定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 鳥取市消費生活プランの改定について、市民総合相談課、説明をお願いします。前田課長。

○前田武志市民総合相談課長 市民総合相談課の前田でございます。それでは、鳥取市消費生活プランの改定について報告いたします。資料2、11ページを御覧いただきたいと思います。平成30年3月に策定いたしました鳥取市消費生活プランについて、現在、令和3年度～7年度の5年間の事業等を推進しておりますが、今年度計画期間が終了することから、本計画を見直しをしようとするものでございます。

改定の背景でございます。近年、少子高齢化の進行やグローバル化、デジタル化の進展により、年齢を問わず、インターネット通販やSNSの利用によるトラブルが増加、また、成年年齢の引下げによる若年者層のトラブルが増加するなど、消費者を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化しております。

今回の主な追加・変更点でございますが、3つほどございます。まず、デジタル化に対応した消費者教育の推進を追加をしたいと考えております。デジタル化の進展によりまして、生活が便利と感じる一方で、インターネットやSNS関連の消費者トラブルが増加しております。全ての消費者が消費者トラブルに遭う可能性が高くなっている現状から、被害防止のための啓発に力を入れていくことを追加をしたいと考えております。

2点目、カスタマーハラスメントに関する項目を追加をしたいと思っております。消費者の権利と責任の正しい理解と、消費者市民社会の一員としての行動について認識し、カスハラが生じない消費活動が行われるよう、消費者教育・啓発を推進したいと考えております。

3点目ですけれども、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進でございます。現在の計画では、幼児期から高校生期における消費者教育の推進を、重点施策の一つとして位置づけておりますが、民法の改正により、成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられました。こういったことによりまして、未成年者の取消し権が適用されなくなった大学生・専門学校生など、若年世代をはじめ、勤労者、高齢者など、全ての年代を対象とした消費者教育の推進に変更しようとするものでございます。

今後の予定でございますが、現在、消費者行政審議会の委員に、素案を提案しておりまして、意見を求めているところでございますが、そのいただきました意見を反映して了解をいただきました後、この年明け、令和8年の1月に、市民政策コメントを実施をしたいと考えております。2月の最終の審議会で最終案を提案しまして、了解がいただけましたら、改定版について、この総務企画委員会で報告をさせていただきたいと考えております。以上、御報告を終わります。

す。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 11ページの2のほうの、次期計画への追加項目及び主な変更点の黒丸の3つ目なんですけれども、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進に変更しっていうふうに書いてあって、若年者、勤労世代、高齢者等、そこを拡充って書いてあるんですけど、今の計画では、何ていうんですか、若年者以降は薄いというか、言ったら高校生まで、幼児期から高校生までが重点化されとって、それ以降はちょっと薄いので、そこを拡充していくっていう計画になるってことですか。

◆吉野恭介委員長 前田課長。

○前田武志市民総合相談課長 先ほどおっしゃいましたとおりでございまして、もともと現在の計画は、幼児期から高校生期ということで、主に18歳までの教育に力を入れるというようなことを重点にしておりましたので、これを全ての年代、若年層から高年世代まで、全ての世代を対象として重点的にやっていきたいということで、変更したいと考えております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今の計画、今のプラン、現在の今年度までのプランでも、一応その成人期の分があるかと思うんですけど、そこが、より具体的に拡充されるっていうふうに思えばいいんですかね。何でかという、現在のプランのね、3ページのところに、消費者教育の体系イメージマップっていうので、ぱーっと、成人期まではと書いてあるんですよ。それで、一応何か高齢者のこととか、そういったことも、プランの中には含まとるんですけど、あえて、その高校生期以降の世代の分を拡充っていうのが、ちょっと私の感覚からすると、成人のほうは今までやられとって、それで、若年向けが弱かったから、今期は幼児期から高校生みたいなのところがちょっと力点置かれたのかなっていうふうに思ってたので。こう従来、割合力を入れられてきた部分じゃないのかなと思ってたんですけど、その大きい人らは。そこが、どういうふうに拡充されるのかなっていうふうに。

◆吉野恭介委員長 前田課長。

○前田武志市民総合相談課長 市民総合相談課、前田です。先ほどの御質問でございまして。現在もですね、高校生までについてと、あと高齢者については、重点を置いて教育をしておるんですけども、ちょうど民法の改正で、18歳、高校生と、あと大学生等ですね、二十歳になるまでの大学生ですとか、そういった世代、あと、新社会人になるような世代、この辺りの教育というのが、非常にこれまでできていなかった部分でございまして、また、いろんなデジタルに関連するような被害も、非常にここ何年かで増えてきておりますので、一部の世代に限らず、全ての世代に、そういった教育を重点的にやっていこうというようなことを、この中で明記をしていこうと考えておるところでございまして。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 何分ちょっと、素案の本文がないので、何とも言い難いんですけど、分かりました。1月には、市民政策コメントにかけられるということだから、そのときにはプラン

の一応素案が見れるということで、それを見させていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。よろしいですね。なしと認め、以上で報告を終わります。

これより、請願審査に入りますので、審査に関連のない部署の方は、御退席をお願いします。

令和7年請願第7号鳥取市南部の風力発電計画を中止する請願（質疑）

◆吉野恭介委員長 これより、請願の審査に入ります。生活環境課にも同席をいただいております。令和7年請願第7号鳥取市南部の風力発電計画を中止する請願について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。どうですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、明治地区の槇原の方からの、この間、請願陳情人の説明があったんですけども、請願理由はいろいろ書いてありますけれども、この中、ずっと読むんですけども、例えば最初の、近年の天候不順によるゲリラ豪雨等々があって、下流部は広範囲にわたり浸水する事態が想定されます。それから、次の次の、大規模な山林開発での風車の稼働は、平穏な里山に生態系バランスの調和が取れなくなることが予想されます。それから、次にも、また、野生動物の行動等を踏まえ、慎重な検討が求められます。無理な開発行為は、自然破壊へ加速することが想定されますという、こういった、想定されます、予想されますというような文言は結構あるんですけども、この辺りは、その想定されるっていうか、要するに、そうなるのかどうなのかっていうのは分からんような状況の中で、これは執行部に聞きたいんですけども、こういったことが懸念があるのかどうなのか、想定がされるのかどうなのか、その辺りの御意見が、もしあれば聞きたいです。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。こちらの請願書に予想される、慎重な検討が求められると書いてありますが、このエリアにつきましては、森林法等に伴います保安林などは、確かに多くございます。そういうことを踏まえると、懸念はされるものであると承知をしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それで、今、環境影響調査が出てますよね。これが、いつ頃にその結論ついていますか、その結果が出てくるかということと、それに対する首長等々の意見、あるいは、市のほうの意見というかね、県は県でしょうけれども、その辺りの状況を教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。現在、事業者のほうで環境アセスメント、環境影響評価法の準備書に向けての調査をされており、今年の夏ぐらいから、本格的に1年程度行うというふうに、県のほうの担当部局からは聞いております。それ以降にまとめられて、準備書の手続きを、国のほうに提出する準備を、来年度中を目標に調査を進めておられるというふうには聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それに対して、環境アセスメントができて、これが公表されて、知事の意見、

あるいは市長の意見もかな、違う、取りあえず、あれは知事の意見か、意見書出してっていうことだろうけども、鳥取市の考えてどうなんですか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 鳥取市の考え方ということですが、事業者のほうから具体的な設置場所とといいますか、もともと予定していた設置数よりも縮小して、恐らく事業に必要とされる再生可能エネルギーの電力量を超えないとできませんので、それを満たすような形で進められると思います。恐らくですが、西部のような、200メートル近い風車が建つような方向とっておりますが、具体的な場所がまだ示されていないため、市のほうとしても、具体的な方向性、意見が述べ辛い状況であります。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 市のほうで、具体的なのが出づらいという話の中で、議会に、この請願が上がったということで、大変、議会の対応が問われるわけですね、ですから、市も、それが賛成とか反対とかじゃないような状況の中で、じゃあ議会が、何のその知識もデータも何もないまま、軽々にですよ、賛成するとか反対するということが言えるのかなというのが、そういうことを非常に考えるわけなんですわ、これは、執行部に向ける話じゃないんだけども。少なくとも、環境アセス等々の結果が出てですね、そういったことになった場合に、例えば保安林解除をせなあかんとか、そういったような状況があれば、県のほうの対応もそうでしょうし、そういった確たるデータが出て、こういう状況ですということになれば、議会として、この請願を採択するとか不採択するとかいうような状況にはならんのかなっていうふうに、正直なところ、私は思っております。

だから、私は、採決っていうことになればですね、前回もそうだったんだけど、退席するしかないのかなというふうに思ったりするもんだから、ほかの委員さんのほうは、いろいろお考えはあろうかと思えますけれども。だから、前回の請願は協議会をつくってくれという方向だったから、賛成とか反対とかいう話じゃなかったんだけども、これは、まさに反対ということなんですから、どうもこれに、具体的に議会が賛成する、あるいは反対するだけの、その知識も知恵も、あるいはデータも、そういったものもないまま、簡単にこういうことは受けてもいいんかなってというのが、今の正直な私の感想って、意見です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか委員の皆様。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、このたびの請願を見させてもらってですね、やはり、いろんな不安、100ミリを超えるようなゲリラ豪雨、局地的な豪雨災害とか、今の我が国で頻繁に起きると豪雨災害、こういったことも非常に懸念される。これは、誰も同じように思いはあと思うんです。そういった影響が出るじゃないかというような不安というのは、当然あると思うんです。ただですね、あくまでも、環境評価、こういったものが示されて、どういう影響が出る可能性があるのか、192メートルというような大型の風力が、山上に建設されるということで、どういう影響が出るのか。当然、山の上には上げるためには、道からつけていかんといけんわけね。そうなるっちゃうと削るわけですよ、森林は伐採をされ、そうしたら、どういう影響出るのか、もう本当に想像を絶するようなことになりかねん、そういった思いがするんです。

ただ、この風力発電事業そのものが、どうのこうのいう問題じゃないと思うんです。風力っていうのは、海洋風力もありゃあ、平場の地上の風力っていうのも、もう北栄町の辺りにも建設されとりますし、ただ、大型の風力を山上に建設することが、どれだけの影響が出るのかという懸念から、こういった請願が出されとるんだけど、私はですね、議会に投げかけられても、今、賛成だ反対だっていうことは言える状況じゃないというふうに思います。

というのが、先ほども上杉委員のほうからもありましたが、やっぱり県の環境影響評価が示されて、周辺自治体や住民に、どういった影響が起りかねんのか、そういったことが示されてから、議論をしていくべきだと思います。現段階でも、やはり賛否あるのは知っとります。

それで、この間も、西部の3町と、それと平井知事が、経済産業省に出向いて申入れをしております。この申入れの内容というのは、法律上、環境影響評価が認められれば、事業が推進できるということなんだけど、やはり周辺住民の意向、思いというものを十分組み入れて事業を許可するように、国はお願いしますという申入れだったと思うんですね。

ですから、我々が、そういった建設が予定されとる地域以外のところに住んどる人間が、ええだ、悪いだという評価を、簡単にすべきじゃない、私はこのように思っております、今回中止をしてくれえという請願、これは、影響が出たら困るからということなんだけど、その影響評価自体がどういう方向で示されるのか、そこが一番、私は問題だと思っております。

そういったことから、県にも請願出されておって、県のほうも、その請願書自体には、不採択にしたということ。その理由が、やはり影響評価自体が今示されん状況の中で、住民に、県議会が主導で説明してくれえというような内容のもんですけども、こういったことでもそうですけども、やはりきちんと立証できるようなことを勉強してかからんと、ただ単に、反対だ、賛成だっていうことにはならんというふうに思いますんで、私は今、ええだ悪いだ、賛成だ反対だ、よりも、継続して審議をしていくべきもんだというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 今、県の対応についての話も、情報もありましたが、そこら辺で、生活環境課のほうで、県の状況なりをつかんでいる情報、補足説明があれば、追加で情報提供いただけないでしょうか。なければ、なしでいいですけど。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。我々は、新聞等の内容でしか情報を知り得てない部分はあります。具体的に、まだ、環境影響調査の結果が出ていませんで、県のほうからも、情報が入ってないのは事実でございます。その辺りが明らかにならない限りは、いい悪いというような判断ができない状況にあるというふうに、私どもも感じてはおります。

ただ、地元の皆さんの危惧する面というのは、保安林等が多いエリアでありますので、すごく危惧されていると思います。その結果を踏まえてから判断はすべきだとは考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。委員の皆様で、御意見。坂根委員。

◆坂根政代委員 坂根です。紹介議員にもなっております。今、皆さんのほうが、懸念はあるだろうという感じは持っていたらということでは分かりました。議会が反対をとるところになると、やはり市の方針も出てないとか、環境面での評価も出てないということがありまし

たけれど、実は、この問題、私は6月議会で取り上げております。そのときに、この地域自身がですね、土砂災害特別警戒地域だ。災害が起きると、野坂川流域にもその被害が生じる危険があるということで、これは、市長も認めております。

あわせて、その環境評価というところかというと、2018年に、事業者が、国へ環境評価方法書を提出しているときにも、環境保全の観点から、かなりの勧告を受けています。そして、そのことをきちんとしなさいということ、事業の説明会も含めてですね、きちんとしましょうということを言われてるけれど、その後、きちんとした取組もないということがあって、このように災害が多く発生するような、今の状況の中で、この大型風力化へってというのはやめてほしい、これが、切なる思いということで、何とか議会でも、きちんと判断してほしいということで、これは請願の趣旨ということでありましたので、私も、紹介議員になったというところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この請願には、賛成の立場です。環境アセスは、基本造るためにやっていくものなので、できるかできひんかっていうこと見るんじゃないくて、あくまで、事業を進めるために必要な、決められた手順なので、まあまあそういうもんなんですよ。あくまでも、こういう環境に対する影響が出てくるだろうなあと予測をして、こういう対応を取っていくというようなことが、いろいろ出されてくると思うんですけども、結局、できてしまわないと分からないことがいっぱいあって、それを、できる前に予測をしていくわけですよ。だから、想定でしかないわけなんですけど、できる前から、いろんな条件踏まえて、もうこんな心配がある、こんなおそれがあるってことを、住民が言ってるわけですよ。それは、当然賛成してる人もいるんですけど。ずーっとそこに住んでる人たちがね、感じてる不安とかを無視して、何もそこに造らんでもええのに、無視して、何かこう、結果が出るまでみたいなことは、私は、逆に無責任じゃないのかなっていうふうに思ってます。

先ほど坂根委員のほうから、自分が一般質問をされてね、土砂災害警戒区域っていうふうに言われて、だから、市としてね、どこでも造っていいって立場を取るのか、それとも、さっきから言われてるみたいに、保安林とかが多いところだと、もうそういうところは、やっぱり、そうはいったって、おそれがあるわけだから、いろんな。いや、そこはやっぱりやめてもらいたいとかね、そういった意思表示っていうのは、私はできることだと思ってて、だから、3町の町長も、賛否ありましたよ、住民、賛否あったけれども、ああいうふうに、知事と一緒にね、国にも行かれたと思いますので、この再生可能エネルギーっていうのを、どう捉えるかっていうのが、根本にはあるのかなと思ってます。大きければいいってもんでもないし、今、進められようとしている事業が本当にどうなのかっていうのを考えると、私は、別に継審にしなくても、ちゃんと判断ができるのではないかなというふうに思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 伊藤委員さんが言われることも分らんじゃないです。ただ、この環境アセスは、事業を進めるためのものという考え方、私はそうじゃないと思うんです。事業を進めるためにどういった影響が出るのか、そういったことを調査するためのものであって、事業を進め

るということのものじゃないというふうに、私は思います。

それから、この文章ではね、大型風力発電建設計画は中止をお願いします。じゃあ、小型だったらええんかという判断にもなるわけで、こういった大型の風力発電建設計画は中止をお願いしたいということで、いろいろな影響が懸念されておるということ。ですから、これは、誰しもこういった影響が出るんじゃないかと、懸念はすると思うんです。近年の局地的な豪雨災害等々です、本当に川が氾濫したり、土砂が崩れて、住宅が押し潰されたりっていう、本当に、毎年のように国内で悲惨な事項が起きとるわけですけども、ただ、このたび明治の方々が反対しておられるというのはですね、事業者から、こういう影響が出たらどうするだろうかというような、周辺住民の不安を払拭するような、周辺住民のための、きちんとした説明がなされてきていないということが、まず一番大きな問題。そういったことですね、私は、誠意ある、寄り添った周辺住民の説明をですね、今後とも、やっぱり事業者は行っていくべきだというふうに思っておりますし、こういった想定されるけども、実際、起きる、起きんは、これは、誰しもまた分からんことであろうというふうに思っどるわけで、私は、せめて、そういった環境影響評価調査がなされた段階で、どう見解が出されていくのかを見てからでも、十分遅くないというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見。坂根委員。

◆坂根政代委員 星見委員が言われましたけれど、件名はですね、風力発電建設計画なんです。中身に書いてあるのは、今、大型化をされようとしてるから、この大型風力って言うてるんですよ。繰り返しになりますけれど、私は、問われてるのは、その再生エネルギーということも、どう捉えるかっていうこともそうかもしれませんけれど、実際、この土砂災害特別警戒地域そのものに造るということ自身がいかげんなものか、また、山陰ジオパークにも指定されてる、そういう環境を崩してまで造るということがどうなのか。さっき、伊藤委員が言われましたけれど、やはり住民とかの不安、もちろん、そこは一番事業者が責任はあるものだと思いますけれど、その事業者の責任だということだけにとどまらず、この事業を鳥取市として、本当にどう考えるのか、このことを問うていて、だからこそ反対をしてほしいと、こういう意味だというふうに思ってます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 ですからね、坂根さんが今言われたように、そういった災害区域に指定されとるようなところの建設は、当然除外すべきだしね、それは、外していきゃあええ話だと思うんです。そういう影響は考えにくいところ。私は、平場でもええと思うんですよ。山の上に大きなものを建てんでも、風力事業を進めるんであればね。

だから、そういった災害に指定されるような地域は、当然外していくべきだし、そういったことを、きちんと関係住民に説明することが求められるわけなんですよ、事業者はね。けども、もう元年頃に来てから、この六、七年、一切説明もなしに来とるようなことを聞きますからね。だから、地元の反対しとられる方々の理解も得られずにいるわけなんですよ。そこが、私は問題の一つだということ。けども、やはり評価がきちんと出されてから、議会としては、判断はすべきであって、こんな状況の中で、賛成だ反対だ、風力の発電事業にですよ、私はす

べきじゃないと、私は思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっとこれ、分かれば教えてください。さっきは、土砂災害特別警戒地域、いわゆるレッドゾーンかいな。イエローとレッドという、あれで色分けしてる部分だろうと。違うかいな。それ、ちょっと確認して。というのが、土砂災害特別警戒地域って、中山間のほうになったら、ほとんどそういう格好になってるんじゃないかなあというふうに思ったものだから、ちょっと分かれば教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 一部、方法書段階ではありますけども、レッドゾーン等になっている部分もあります。保安林に指定されておるエリアはかなりありますけども、ランクがあって、明らかな指定はないんですけど、今現在、県がレッドゾーンの見直しを行い、想定を50ミリでやっておられたのを、100ミリに上げて、やり直す。鳥取市も、エリアが倍ぐらいになりそうで、まだ入ってない部分のほうが多いとは思われます。保安林はかなりありますし、国有林もありますので、方法書段階のエリアに関しましては、そういったところも注視をしながら、今後、調査もかなり時間はかかるかもわかりませんが、再検討をされているような場所であるということでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 見直しになれば、今、50ミリから、100ミリになるんか、時間雨量じゃない、総雨量か、1日雨量かな、あれは。時間雨量か。そうなれば、ほとんどのところになるだろうな、というようなことになれば、新たな開発であったり、そういった分については、将来的には、なかなかああいいう山間部の中で、新たな開発というのは難しい状況になる可能性っていうのはあるんだろうけれども、今の状況からすれば、さっき議長も話したように、やはり環境アセス等々の、それから保安林解除がどうなるか、その辺りのことがはっきりとしない、まだ分からないような状況の中で、議会が初めに先走って、賛成・反対、そういったことをすることがどうなのかなっていうのが、先ほどの話になりますけれども、そういうふうに私はやっぱり考えますね。

◆吉野恭介委員長 そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 環境アセスは、繰り返しますけど、その事業をどうやったら実現できるんかなあっていうので、いろいろ調べてね、こんな不安があるとか言われたら、そこを、じゃあこういうふうにしていくとか、こう意見求めたりとかしていく段階もあるわけでしょう。あくまでも、造る、造るっていうか進めていく、そのためにやっていく。だから、3町の町長が、地元の意見がちゃんと酌みされるようにしてくれっていうことを、国に言いに行ったんですよ。環境アセスは、そうならないんですよ、それは。だから、あくまでも環境アセスというのは、粛々と、その手続上のやらなあかんことやから、やっていってるだけなので、拘束力は基本ないと思います。

それと、あと、国のほうが、そうはいつでも、再生可能エネルギーを進めていきたいわけだから、幾らその経産省の大臣の意見がいたりとか、環境省の大臣の意見がいたりとか、そ

うしたところで、本当にこれまで拘束力っていうのが、なかなか持てれなかった。やっぱり、何が拘束力っていうか、何が決定打となったかっていったら、私は首長やと思ってるんですよ。首長が意思表示をして、もうあかんっていうことを言われたところが、事業者がね、撤退されたとか、やっぱりそういうことになってると思うので、だから、私、待ったたらあかんと思うんですよ。県が、その見直しとかって言われましたよね。さっき上杉委員も言われましたけど、見直してほとんどになるんやったら、今もほとんどやと思いますので、やっぱりそういうところには、計画したらあかんっていうことを、私は議会として意思表示を、やっぱりすべき。これの請願は中止ですから、事業者に説明求めているわけでもないの、あくまでも中止してくれ、やめてくれちゅう話なので、やっぱりそこは、意を酌んでね、私は賛成したいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、この言われとることは十分分かつりますんで、私もしっかり言って賛同の思いです。やはり、開発をどんどん進めるというのはですね、自然を壊していくということにもつながるし、私は、できれば、山上風力というのはやめて、海洋風力であったり、平場に建てるような風力、こういったもので、個人の住宅やそういったところから離れたところの平場に建てたりということで、風力は進めるべきだというふうに思っております。ただ、このたびのこの請願で賛否をっていうことになるから、私は継続して審議、今結論を出すべきじゃないというのは、そういった思いで申し上げたところであります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。まだ、御意見を言っていない委員さんのちょっと御意見も、ちょっと伺ってみたいなと思っております。浅野委員、どうでしょう。

◆浅野博文委員 この風力発電のことについては、前々からずっと一貫して、この民間と事業者との間のそういった話の中で、これは法にのっとって事業を進められるところですので、この議会は中立の立場でいないといけないのじゃないかなちゅうのが、ずっと僕の考えですので、今皆さんのいろんな意見を聞かせていただいて、どういうふうに判断したらいいのか、ちょっとまだ迷ったところなんです。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員、どうでしょう。

◆雲坂 衛委員 私は、この請願に賛成の立場です。陳述会でも、令和2年に、まちづくり協議会の会長をこの方がされてるときに、明治のいのちを守る会をつくった会長だったと。東郷、西郷とも連携してるが、この個人ほか1名で出したというようなことであったり、そのときの説明ですね、条例を設けて、知事も、盛土の条例ですね、再エネの負の側面を工夫しようとされてると。国の拘束力がない中、首長が、これまで地域を守ってきたのにも注目されているんだなど。自分がこの数か月の間、岩国市に視察に行きまして、その再エネ事業で、事業会社が二、三転するということとか、現場で判断、何回か言ってもですね、報道、地域で報道されても変わらないけれども、それは、現場で判断している人が意思決定権を持ってなくて、三重県の別の場所で判断していたと、会社が二転三転するというのと、そういうような全国の事例を、再エネ事業ということのリスクですね、見てもあるなと思っていながら、ここに文面で書かれてるところを、先ほどおっしゃっていただいた、想定、予想っていうところは、市のほ

うも、森林法で定めるところで承知をしてるということでありまして、前回の別の協議会設置のところでも、協議会はしないと、市のほうのはっきりしたですね、森林法のところはしないとというようなことまでも言及されている中で、総合的に勘案してもですね、これは賛成できるなど。

また、一番最後の行ですけれども、前は、賛成の方が協議会を設置してくれっていうことでしたけれども、今回、反対の方でずっと動いてるから、私たちの意を酌んでいただき、真摯に向き合っていただくように切にお願い申し上げますと、こういうところにも賛同できるなど。

ちょっと長くなりましたけれども、先ほどの伊藤委員と坂根委員のことに踏まえて、私が調査してきた中と、あと、実際に説明をいただいた御本人の方の印象等を踏まえると、これは賛成できるなどと思います。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。雲坂委員、岩国の視察は、再エネの種類は何だったんですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 メガソーラーと、もう一つは、ある島ですね、中国資本、中国人が買った土地規制、これ2つだったんですけど、今の再エネでいくと、メガソーラーです。

◆吉野恭介委員長 米村委員、どうでしょう。

◆米村京子委員 私も賛成でございます。というのは、あの地域の道路の狭さ、それから、山に向かっていくためのその道路を造るための工事、狭い川沿いに、60メートルもあるような、何ちゅうの、羽がどうやって運んで行けるんですか。そして、カーブがどんだけあることですか。めちゃくちゃカーブがあって、あんだけの狭いところに、どんだけのものを、ああいうのを運ぶかってことになったら、ヘリコプターにしてもお金はかかるし、斜面削ったら、もうどんどん どんどん自然は破壊されていきます。だから、私はこの請願書には、賛成させてもらってます。

◆吉野恭介委員長 皆さんから御意見を頂戴しました。

その中で、継続審査みたいな声もありました。この定例会中に、後半の委員会もあるわけですが、そちらで再度審議するっていうようなことを諮らせてもらいたいと思うんですが、皆さん、どうでしょう。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 星見委員さんの発言を確認ですけど、継続という言葉が使われたので、継続審査だと思うんですけど、後半の委員会という意味ですか。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 いや、そうではなしに、環境影響調査評価書が提出されて、どういった影響が生じるのか、こういった点はもう大丈夫だというようなことが示されんうちにですね、私は、ええだ悪いだということを、議会が示すべきじゃないというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 継続審査ということをお願いいただきました。後半の委員会もあるので、そこで、継続審査にするなら継続審査にするというふうなことにさせてもらうということではどうでしょうかという、改めて、ちょっと委員長のほうで提案させてもらっておりますが。星見委員。

◆星見健蔵委員 この発電事業自体を、私も、はっきり言って賛成じゃないんです。だから、風

力発電は、海洋か洋上か、それか、やはり平場に建てるべきであって、風力発電事業自体は、山上に建てるべきじゃないというのは、私の個人としての考えであります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 継続審査に、次の議会にするかどうかちゅうのは、次の2回目の委員会のときに諮っていただければ、私もいいと思うんですけど、そのね、何、環境アセスの結果っていうか次、準備書ですよ、準備書のことなんですけど、来年度中になって言われたけど、来年って市議選があるので、審議未了とかみたいになってくるおそれが多々あって、いつ出てくるか分かんないんですよ、実際問題ね、来年度中って言われたって。9月議会が最後になるんですよ。そういうことも踏まえて、次の2回目の委員会のときに、再度議論ができればと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 言葉足らずですみません。自分が確認したかったのは、星見委員から継続審査の動議が出たのか、であれば、それを諮らないといけないので、動議だったですか。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 できれば、継続して審査をしていくということをお願いしたいということになります。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっきの話で、環境アセスが出るまで待つてするのか、後半の委員会で結果を出すのか、どっちのほうのあれだったんだ。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、県の環境影響評価、これが示されるまでは、採決を下すべきじゃないというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 私が提案させてもらったのは、その判断を、後半の委員会でいいじゃないかっていう提案だったんです。継続審査にするかどうかの判断を。後半で改めて、少しね、冷静に勉強してもらってさせてもらったらいいかなという提案でした。浅野委員。

◆浅野博文委員 ちょっと確認っていうか、教えてもらいたいんですけど、この環境アセスが出るまで継続って場合には、毎回の定例会で審査をしながら、例えば、毎回継続でするっていう形のイメージでよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 そういうことになると思います。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 何度もすみません。違ったらすみません。動議が出たら、その動議について賛否を諮るっていうことで、今回は、全員のメンバーの意見を聴いて、それを、その委員会の中で諮ったわけですけども、今、星見委員の言われたのは、継続審査をしたいと、この委員会で諮りたいという動議だと確認しましたので、次の委員会にするかではなく、この継続審査としたいというのを、委員長として諮らないといけないのではないかと御指摘です。

◆吉野恭介委員長 御指摘ありがとうございます。そのとおりだと思います。

ということなので、星見委員から提案をいただきました、継続審査の提案を諮らせてもらいたいと思います。継続審査に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 賛成少数ということで、この委員会で採択をするということになりました。よろしいでしょうか。

ということで、もう討論はたくさんしてもらったような気がしますが、改めて討論を求めたいと思います。上杉委員。

◆上杉栄一委員 討論ではありませんけれども、ここで採決ということで、冒頭から言ったりましたように、今ここで、何の情報もないような状況で、そういうことになるであろうであったり、予測で結果を出していいもんかというような思いがありますし、それから、前回の委員会の請願についても、賛成集落から出とる分についてのことから、退席させてもらいました。自分なりに、まだ、この事業について賛成・反対というような、そういった知識、意識も持ち合わせておりませんので、私は、ここで採決ということになれば、退席させていただくということだけ申し上げておきます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 継続ってというのは、来週のことじゃなかったですよ。だから、別に2回目の委員会で、引き続き議論したっていいわけですよ。

私ちょっと、環境アセスの、こだわるようで申し訳ないけど、何のために、それをするのかちゅうのを、ちゃんと説得できるように勉強してきたいので、次の週の委員会でもこの審査をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

◆吉野恭介委員長 皆様、後半の委員会でということで提案がありました。どうでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 賛成多数ということで、後半の委員会で、再度審議をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 続きまして、各種委員会等の審査に入ります。

まず初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、横尾会計管理者、一村市議会事務局長の順で、御挨拶をいただきたいと思います。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長、併せて公平委員会書記の富山です。本日は、議案説明としまして、議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）、12月補正予算の所管に関する部分の説明となります。よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 有本選挙管理委員会事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長、有本です。富山局長と同じなんですけど、今回は、選管が珍しく議案がもう一つ、条例改正がございます。それと、1つ報告案件がございますので、よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 会計管理者、横尾でございます。出納室のほうは、1点、出納事務費について、12月補正がございます。よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 一村市議会事務局長。

○一村泰志市議会事務局長 市議会事務局長の一村です。市議会事務局は、実績見込みの減に伴う人件費の減額補正を計上させていただいております。御審議のほうをよろしくお願いたします。補正予算の詳細につきましては、局次長のほうに説明をさせます。よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を一括して説明をお願いします。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長の富山です。そうしますと、補正予算の説明資料は、2ページの監査委員費でございます。補正の予算書のほうは、42、43ページになっております。項6、目1監査委員費は、右側の説明欄の記載のとおり、職員費の決算見込みによる減として、918万2,000円の減額の補正を計上しております。監査委員費の職員費としては大きな減額となっておりますが、これは、まず、令和6年度は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、配偶者同行休業を取得した職員がございまして、通常の職員数に加えて、1人多く職員が配置されたことによりまして、令和7年度当初予算の編成におきます職員費が、例年7人分のところが8人分での計上になったということと、さらに、令和7年度になります。8月末に職員の中途退職があったことによりまして、主に、この2点により職員費の大きな減額補正ということ計上しております。説明は以上になります。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局、有本でございます。引き続きまして、今の説明資料の下段、2ページの下段を御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、予算書は20ページとなります。国庫支出金の選挙費委託金でございます。1,398万4,000円の減でございます。これは、夏に実施いたしました参議院議員選挙費の実績見込みによる減額でございます。

次に、3ページの歳出でございますが、予算書は38ページ～40ページになります。一番上、選挙費の選挙管理委員会費、職員費でございますが、315万1,000円の減でございますが、これも、実績見込みによるものでございます。

次に、その下、市議会議員選挙費と市長選挙費でございます。これは、本年度当初予算で、既にこの2つの選挙につきまして、その準備に係る経費を計上させていただいておりましたが、本年9月1日の選挙管理委員会におきまして、選挙期日を3月29日と決定をさせていただきましたので、それぞれの選挙執行に必要な経費を増額補正させていただくものでございます。

まず、市議会議員選挙費で、選挙執行費（補欠選挙分）ということで、31万3,000円の増でございます。これは、主に選挙時の個人演説会の会場借り上げ料、あるいは、開票立会人の報酬でございます。

その下の市議会議員選挙運動費負担金（補欠選挙分）ということで、580万3,000円の増ということでございます。これは、選挙公営に係ります経費といたしまして、選挙運動用の自動車、あるいは、はがき、ビラ・ポスターの作成費といたしまして、今のところ5人分を計上させていただくものでございます。

次に、市長選挙費でございまして、4,956万2,000円の増でございます。主な内訳でございますが、投開票の事務従事者に係る時間外勤務手当などの人件費等々が約2,550万円、選挙公報の配送業務、期日前投票所の運営業務などの委託料が約1,550万円等となっております。

その下の市長選挙運動費負担金でございますが、885万6,000円の増でございます。これも、先ほどの市議選と同じでございまして、それぞれ、選挙公営に係る選挙運動用の自動車、はがき、ビラ・ポスターの作成費として、これも、一応5人分を計上させていただいております。

最後に、一番下、参議院議員選挙費でございますが、先ほどの歳入と同様1,398万4,000円の減でございます。主な減額要因でございますが、人件費に係る、特に時間外勤務手当の実績によるものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室、横尾でございます。資料は、次の4ページとなります。事業別概要は40ページ上段、予算書は32ページとなります。出納事務費でございます。補正額は120万3,000円となります。内容でございますが、印刷製本費が19万8,000円ということで、これは、各種帳票類の単価増によるものでございます。

次に、通信運搬費でございます。当初予算から約2割程度を増額の見込みとなり、100万5,000円の増額となっております。これは、主に債権者への支払い納付者通知に係る費用となります。今年度、支払い日を見直ししまして、例年より8日程度支払い日を減らしましたが、通知件数は、昨年度より1,000件増える見込みとなり、増額するものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 太田局次長。

○太田奈津美市議会事務局次長 市議会事務局の太田でございます。市議会事務局の予算について説明をさせていただきます。説明資料は、引き続き5ページを御覧ください。予算書は32ページになります。

議会費でございます。12月補正予算要求の内容としましては、人件費に関するものを計上させていただいております。要求額の総額は、114万7,000円の減額補正を計上させていただいております。内容内訳としましては、まずは議員報酬が43万1,000円の減、こちらは、当初で欠員1名分の報酬一月分、来年の3月分を予算計上していたものを、市議会議員補欠選挙の日がちが決定したことによりまして、当選者2日分の実績を、日割りにより見込み、残りを減額するものでございます。

続いて、1つ下、職員費でございますが、こちらは、市議会事務局職員の人件費62万円を、

実績見込みにより減額補正するものでございます。

最後の事務局費でございますが、こちらは、事務局の会計年度任用職員の職員手当、共済費等を、実績見込みにより減額補正するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっております。委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 では、これで説明を終わります。

説明の終了した部署は、御退席ください。

議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 引き続きまして、議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本でございます。引き続きまして、別で配りをしています、付議案等説明資料でございますでしょうか。これを見ていただきたいと思います。はぐっていただきまして、2ページでございます。議案第148号鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正についてということでございます。

まず、改正の目的でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に準じまして、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における市費負担の限度額、これを、引上げを行うことを目的とするものでございまして、これまででも、おおむね3年に1度、参議院議員選挙があるときに改正をされているものでございます。公職選挙法では、候補者の選挙運動費用について、無料にできることとされておりまして、その上限額等につきましては、公職選挙法施行令によりまして、各自治体において、条例に定めることで無料にできるということとされておりまして、この条例が、それに該当をするものでございます。

先般9月議会の請願でも、かなり説明をさせていただいた部分に該当するものですが、この改正の内容につきましてですが、このたびの法改正では、選挙運動用ビラと掲示場用ポスターの単価について、最近のこの物価高騰等の背景に見合う単価への改正がされたということでございまして、この条例においても、同枠で改正をしようとするものでございます。

具体的には、記載のとおり、選挙運動用のビラを1枚当たり7円73銭から8円38銭、掲示用のポスターを1枚当たり541円31銭から586円88銭に、それぞれ引き上げるものでございますが、いわゆる企画費につきましては、変更はございません。

施行期日につきましては、公布の日からとさせていただいております。

なお、以降3ページ～4ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、また御確認をお願いをしたいと思います。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて、執行部、説明をお願いします。有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本でございます。引き続きまして、資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。このたび報告事項ということでございまして、支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて御報告をさせていただきたいと思っております。

選挙におきます期日前投票所につきましては、公職選挙法によりまして、それぞれの選挙の公示、または告示の日の翌日から選挙期日の前日まで設置することとされておりまして、最近ですけれども、この期日前投票制度が、かなり市民の皆様には認知をされておりまして、利用者数も右肩上がりという状況にはなっております。しかしながら、一方で、この支所管内に目を移しますと、この昨年の秋の衆議院選挙から今年の夏の参議院選挙、今、2回続けて国政選挙が行われてきたところでございますが、かなりちょっと深刻な状況が見えてきたということで、今回の見直しをさせていただこうとするものです。

その内容ですけれども、その資料の1番、現状に記載してございます。特に、この支所エリアにつきましては、選挙の序盤の投票者数がかなり少ない現状がございまして、ひどいところになりますと、1時間当たりの利用者数がゼロ人というようなことが多々見受けられております。さらには、期間が長くなればなるほど、立会人2名の確保、あるいは、投票管理者1名の確保につきましては、最近、特にこの人口減少、あるいは定年延長であったり、再雇用制度などによりまして、人材の確保が非常に難しくなっているということもございまして、さらには、各支所においては、職員がかなり減っている中で、必ず事務スタッフを配置しないとけないということが相当重荷になってきているという現状がございまして。

こうした状況を受けまして、選管としましても、各支所とも相談・協議を行ってまいりまして、結果ですけれども、資料の表で示しておりますとおり、今回は、この国政選挙に限りまして、衆議院選挙では前半の3日間、参議院選挙では前半の8日間、それぞれ短縮をしたいというふうに考えております。これによりまして、既に短縮をしております統一地方選挙、真ん中の段にありますけれども、知事選と県議選が同時に行われますが、実は、これも既に短縮をしております、この期間、同様の土・日を含めての8日間の投票期間は、引き続き確保をしながら、各支所の負担を軽減できるものというふうに考えてございます。

この見直し案につきましてですけれども、既に、各支所の地域振興未来会議、あるいは自治会、役員会等々で説明をしておりますが、ほとんど反対の意見が出ておりません。逆に、投票時間も一緒に短くしたらどうだみたいな意見も複数出されたところでございますが、選管としましては、一遍にそういう、いわゆる市民からとれば、改悪の方向には、なかなか行きづらいということもあって、まずは、この期間の短縮をさせていただいた後、まだ、引き続き課題が

あるようなら検討したいという答弁を、現場ではしております。

一番大きな状況といいますか、こういった措置をすることによりまして、やはり、我々選管としては、現在当日投票所92か所ございますが、これも、一部投票所では、かなり有権者数が減ってきてまして、20人、30人というところも、ちらほら出てまいっておりますが、そういうところを、よその自治体のように廃止等を考えるのではなくて、あくまでも、この現在の92か所を堅持するんだという思いで、今回のこの見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

なお、この見直しの時期でございますが、一番下に書いてございます。やはり、その地域の住民の皆さんに、しっかりと期間短縮を周知する必要があるということでございますので、3年後の参議院議員選挙から実施をしたいと考えております。令和10年7月執行予定ということでございますので、ここから実施をしたいというふうに考えております。

恐らく、この3年の間に衆議院が解散の総選挙があるであろうと思っておりますが、それにつきましては周知期間が取れないということで、見送りをさせていただいて、もし、3年以内にありましたら、今までどおり11日間で頑張っていきたいなというふうに考えております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。よろしいですか。浅野委員。

◆浅野博文委員 衆議院選挙と参議院選挙、国政になるんですけども、これは、ほかの自治体でもやるところがあるんですか。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。期日前投票制度っていうのは、制約は多少あるんですけども、実は各自治体で、ある意味、自由に期間も時間も決めることができるということになっておりまして、ただ、1か所だけは、8時半から夜の8時までフルタイムで、フル期間で開けなさいということは、法律では明記されています。それ以外の投票所につきましては、今言った、各自治体の諸事情に応じて、期間も時間も自由にできるということになってございますので、それぞれの自治体での課題でされているものであろうなというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 今、各自治体で判断されとるであろうってことですけども、実際のところ、もしやるところがあれば、教えてもらいたいなと思います。何か、鳥取市だけ特別に、こういうことを何かするっちゃうの、なかなか僕も説明、ちょっとしにくいなと思います。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。多くの自治体がありますので、どこがピンポイントで、こういうことをやってるのかっていうのは、ちょっと調べてみないと分からない部分はありますが、少なくとも各自治体、鳥取県内では、先ほど説明しましたように、うちは既に、統一地方選は短くしているという実態もありますので、それは、その理由があるんですね。統一地方選は、先に知事選が始まって、後から県議選が始まる、ですけど、実は入

場券は、県議選に合わせて発送してるというような実態もありますし、逆に、早く入場券を発送してしまいますと、その入場券を持って、まず知事選の投票を済まされて、また後日、県議選の投票をやるということになると、非常に怖いのは、やっぱり二重投票であったり、事務のミスとかいうのが、非常に危険性が高いということで、わざとちょっと遅めに入場券を配達してというようなこと、それが、鳥取市で独自に考えている事情であったりしますので、そういったことで、ちょっと調べてはみたいと思いますが、いろんなことをされてる自治体はあると思っています。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 何回もこだわりますけども、もう全国で、何で鳥取市だけっていうの、何か説明ができるような理由でもらわないと、やっぱり県と統一地方選でやっとならっていうの理解はできるんですけども、例えば、全国で鳥取市が初めてやるのか、それとも、ほかでやっておられて、僕が市民の方に説明するときに、いや、ほかの自治体とかやっとならから、鳥取市でも今回やろうと思うっていう説明ができるんですけども、鳥取市が初めてかどうかっちゃうことは、特に大事なところだと思うんで、そこを教えてくださいたいと思います。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。繰り返しになりますが、期日前投票っていうのは、法で定められている制度ですけども、今言いましたように、1か所のみ開けておけばいいという制度です。これが基本です。ですから、今、鳥取市で、8か所の支所でやっているっていうのは、ある意味、これはサービスの部分でありまして、必須ではないということが、まず大前提にあります。ですので、例えば、あってはならんことではしょうけども、支所が廃止になれば、当然そこはなくなるという事態になりますよね。そういったこともありますので、それは、先ほど冒頭言いましたが、各自自治体の事情というのはそういう意味でございまして、必ず1か所は堅持すると、堅持するいうか、法律でやらないといけないということで、フルタイム、フル期間でやるということに加えて、さらに鳥取市は、同時に8か所の支所を開いている。それに加えて、途中からイオンモールでもやっている。期間によっては鳥大、環境大学でもやっているということでございます。

これが、人員もたっぷりあれば、ずっとできると思いますが、先ほどの事情があるように、特に、佐治支所では最初の日程見ますと、また、表を配らせていただきたいと思いますが、ほとんど人がいない状況が続いています。1時間当たりゼロ人と、先ほど言いましたけども、それがもう何時間も続く状態。ですけども、その会場に、投票管理者は1名配置をしています。立会人も2人、頼んで座っていただいていると。さらには、支所のスタッフも配置をするという状況が、やはり選挙ですから、我々もきちっとやりたいんですけども、その状況がずっと続くっていうのは、私も選管における立場から、支所の皆さんに、ゼロ人でもいいから、ずっと開けてっていうのは、なかなか言いづらいついていうことがあって、今回の判断をしたわけですけども、選管で独自にやったわけではなくて、先ほど言いましたように、支所の皆さんとも十分に協議をし、地域振興未来会議でも説明をさせていただきましたが、先ほど、今の浅野委員さんと同じように、実は反対の意見があると思っていたんです。ところが、蓋を開けてみる

と、こういう状況だっということの説明すると、それはしょうがないという御意見もたくさんいただきましたので、この今の状況をずっと続けていくメリットがあればいいんですけども、もうデメリットしかないというふうに感じておりますので、むしろこの期間を、8日間ありますから、短くしても、この8日間でしっかりと投票をしていただけるように、しっかり広報をしていくことが、まず一番大事なことではないかなというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私のこういう理解でいいかというところで求めたいと思います。まず、1つは、旧市内は今までどおりという考えなのか、旧市内と支所でこう分けると、不公平感だとか含めて、そういう感情が起きる場合がありますが、今、選挙は、どこでもできるというところで、それはクリアできるのではないかとということと、今の現状を含めて、この提案をされると、こういう理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。そのエリアで、公平・不公平という考えで、これをやっているわけではなくて、実は今回、各支所を回る中で、やっぱりちょっと理解がしていただけなかった部分っていうのが、期日前投票所っていうのは、実は、どこに行ってもいいんですね。中心市街地の方が佐治に行ってもいいですし、その逆もあったり。どこでやってもいいという投票所を、告示、公示の次の日から開いているっていう制度的なものを、まず説明をさせていただいて、もう一つ申し上げたのは、選挙っていうのは、選挙期日っていうのが決まりますから、この日が、本来、選挙をする日なんですよね。そのことも、あまり実はこう認知がされてないっていう状況もあったりして、だから、一番大事なものは、当日投票所ですよ。ですけども、ただ、こう投票率の向上なのか、ちょっとそれは分かりませんが、できるだけ多くの方に投票所に行ってもらいたいということで、この期日前投票制度っていうのは始まっているんだということです。確かに、日にちは短くはなりますが、やはりその8日間っていう、土・日も含めて8日間が、引き続き確保されるっていうことであれば、私は、見る人によっては、サービスの低下って見られる方もあるかもしれませんが、十分に投票していただける日数は、何とか努力をして、多分この8日でも、佐治なんかで大変だと思うんですけども、そこはちょっと頑張ってもらおうということで進めていきたいという思いでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 選挙のことは分かってるつもりなんです。投票日が選挙日だっというのは分かっているんです。しかし、その選挙の利便性であるとか、投票率の向上を目指して、期日前投票という、こういう仕組みもできたということで、分かっています。私は、この案に賛成なんです。賛成ではあるけれど、実際、やはり市民感情としてね、支所と市内とが違うとか、いや、どこでもできるけえ、やれるがっていうようなね、丁寧な、普及というところが必要ではないかなというところでの、ちょっと確認をさせていただいたということです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、こういうやり方でもういいと思います。昔は、投票日は1日だったもん

で、それでも、さらに投票率は高かった。こういった手厚い対応をしながらも、投票率は落ちるばかり。2人に1人、3人に1人しか投票に行かん。そういった状況の中で、これだけ手厚くやっても下がるということが、どうなんだろうかなって、逆に経費も余分にかかるとるわけなんで、だから、こういうことをやることによって、どんどん投票率が上がってきたというようなことであればね、私はいいんだけども、そこまでやっても、こういう状況かいやっていう話があります。

それと、最終日、逆に8時まで必要なかという思いがしとりましてね。これだけ1週間、期日前投票で日にちがありながら、そんな日曜日の8時って遅い時間まで必要なっていうような思いがするぐらいでしてね。私は短縮しても、別に問題ないというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。よろしいですか。これで、各種委員会等を終わります。

執行部の皆様、御退室ください。委員の皆様は、その他の項目がありますので、そのままお待ちください。

【その他】

令和8年度総務企画委員会視察について

◆吉野恭介委員長 それでは、その他ということで、令和8年度の総務企画委員会の視察についてに入ります。この件について、事務局より説明をしていただきます。事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 それでは、お手元にお配りしております、鳥取市議会総務企画委員会視察についてという1枚物の紙を御覧いただければと思います。

過去の視察先・調査事項のところを見ていただければと思いますが、平成29年以降は、5月に視察のほうを実施しております。来年度以降の議長等の会議の日程等がもう今現在入ってきておりまして、来年度につきましては、5月にかなり集中していますので、4月に実施をしていただければというのが案でございます。

視察の候補日になりますけれども、4月の13日～17日の間で、2泊3日を御予定していただければと思います。通常、2月定例会のときに協議していただいているものを、ちょっと早めに提案させていただいております。

視察のテーマと視察先につきましては、3か所、なるべく所管の部がかぶらないように御検討をいただければと思います。あと、2か月前までに申し込んでくださいというような議会もございますので、1月中には決定をしていただければというのが、事務局の希望でございます。ですので、まず視察の予定日ですけれども、4月の13日月曜日に出発するのか、火曜日に出発するのか、水曜日に出発するのか、この3つの中から、御検討いただければと思います。

補足の連絡でございます。4月は恐らく修学旅行が入っているのではというところで、航空機の前予約状況を見ましたところ、14日火曜日、第2便の8時55分鳥取発羽田行きは、既に満席ということになっております。14日に出発した場合は、16日の木曜日に帰ってくるようになりますけれども、羽田発の16時40分発の第4便のほうも、満席になっていました。もし、14日に航空機で行くようなところになれば、1便で出発して最終便で帰ってくるようになるの

かなというふうに思います。

続きまして、15日の水曜日に出発する場合がございます。こちらは、鳥取発の第1便・第2便とも、もう満席となっております。そして、帰りの便、17日の金曜日ですけれども、こちらにつきましても、羽田発鳥取行き、第4便・第5便とも、満席となっております。JRで行けるところでしたらば、別に問題はございません。JRは1か月前からの予約でございますので、まだ状況は分かりませんが、航空機はそのような状況ですので、補足としてお伝えしておきます。

行き先等の御検討、御協議よろしく願いいたします。説明は以上になります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから、エア一便の込み具合も聞かせてもらいましたので、場所も含めて、後半の委員会で皆さんから提案をいただきたいと思いますので、それまでに少し考えてやってください。星見委員。

◆星見健蔵委員 今説明してもらっただけで、14、15は、もう満席ということだったかいな。どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 航空機は、14日は第2便が満席で、第1便は、まだ空いておりました。13日につきましては、行きのほうも、まだ空いておりましたし、帰りの15日、羽田発の便も、満席というような情報はございませんでした。13日出発、15日で帰ってくる場合ですと、航空機で行く東日本方面でも大丈夫なのかなというところがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。できれば、後半の委員会で、ばちっと決めたらいいですね。場所とテーマ、考えてきといてやってください。

これで、総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後3時10分 閉会

令和7年12月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和7年12月8日(月)午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第139号 令和7年度鳥取市土地取得費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第141号 令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第149号 鳥取市職員給与条例の一部改正について
- ・議案第150号 鳥取市手数料条例の一部改正について

◎報告

- ・報告第27号 専決処分事項の報告について(危機管理課)
- ・報告第30号 専決処分事項の報告について(人権推進課)
- ・第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(案)について(男女共同参画課)

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願(新規) >

- ・令和7年請願第9号 衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める請願

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情(新規) >

- ・令和7年陳情第19号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出を求める陳情

企画推進部

◎議案【説明】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・鳥取市まちなか交流広場「開園式」と「協働による芝生化」について(政策企画課)

市民生活部

◎議案【説明】

- ・ 議案第 136 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 147 号 鳥取市鹿野城跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・ 議案第 190 号 工事請負契約の締結について

◎報告

- ・ 報告第 28 号 専決処分事項の報告について（市民課）
- ・ 報告第 31 号 専決処分事項の報告について（協働推進課）
- ・ 鳥取市過疎地域持続的発展計画の改定について（地域振興課）
- ・ 鳥取市消費生活プランの改定について（市民総合相談課）

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規） >

- ・ 令和 7 年請願第 7 号 鳥取市南部の風力発電計画を中止する請願

監査委員

選挙管理委員会

出納室

市議会

◎議案【説明】

- ・ 議案第 136 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 148 号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部改正について

◎報告

- ・ 支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて（選挙管理委員会事務局）

その他

- ・ 令和 8 年度総務企画委員会視察について